



観光客に
お土産を売る人々
ケニア



2021年度
2
学期号

**新課程 授業の
あり方を考える**

CONTENTS

- 2 帝国書院 取材班が行く!
ケニア
- 4 新課程ナビゲート 帝国書院ICT開発推進室
学習者用**1人1台端末+デジタル
教材**で学びをアップデート!
—令和4年度からの高校向け学習者用
デジタル教材のご案内—
- 6 **クローズアップ公民** 春田 久美子
「公共」における**〈法律〉**に関連する
授業のあり方を考える
- 12 授業研究 地理 高木 優
「地理総合」における**「生活文化の
多様性と国際理解」**の単元計画
- 16 授業研究 世界史 伊藤 真司
「読み解く」から始める**「歴史総合」**
—理解の深化を支援するICTの活用—
- 20 授業研究 日本史 渡邊 和彦
「日本史探究」に求められる授業づくり
—近世から近代への**「時代の転換」**に焦点をあてて—
- 24 授業研究 公民 唐仁原 友紀
人間と社会の在り方についての見方・考え方を
働かせるための**法教育教材**の開発
—安楽死を題材としたディベート授業を通して—
- 28 歴史研究最前線 杉本 淑彦/仲 奈々子
タブレットや**スマートフォン**を
使った**修学旅行現地学習**(京都を例に)
- 32 **キャッチ!** 最新情報

地歴・公民科資料

教授用資料

ChiReKo ちれこ



付録

読み解き! アート
が語る当時の社会

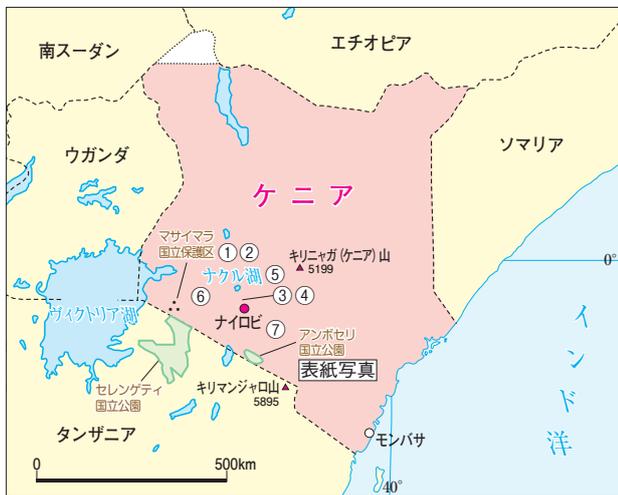
徐揚「盛世滋生図」

解説・授業での活用例: 今林 常美



ケニア共和国 基本情報(2017年)

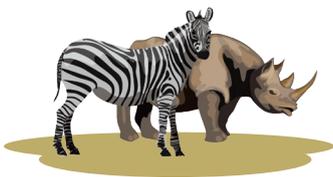
📍 首都：ナイロビ 🏠 人口：約 4659 万人 🗺️ 面積：約 59.2 万km² 🌡️ 年平均気温：19.6℃ (ナイロビ)



果てしなく広がるサバンナにゾウやキリン、ヌーなどが草を食み、ライオンが狩りを行う。

テントサイトに泊まり、サファリカーで移動しながら、これら野生動物の自然そのままの営みを肌で感じることができるのが、ケニアでいちばんの魅力であった。

※ 2018 年 8 月に取材しました。



サファリ大国・ケニア

ケニアはアフリカの赤道直下の国である。国土の大半は標高 1000m 以上の高地で、北部は乾燥しているが、中央部から西部にかけては降水もあり、サバンナとよばれる草原地帯に野生動物が多く生息している。かつてはこれら野生動物を銃で狩猟する旅行であるサファリが行われていた。しかし現在は、野生動物が多い地域を国立公園や動物保護区に指定し、それらの保護に努めている。また、かつてのような銃ではなく、目とカメラで動物を捕らえる観光旅行としてのサファリに力を入れており、2018 年に訪れた際も、世界中から観光客が集まっていた。

ケニアのなかでもサファリでいちばん有名な地区が、マサイマラ国立保護区であろう。隣国タンザニアのセレンゲティ国立公園とも隣接するこの保護区には、柵がなく、広大な草原を動物たちが自由に行き来している。シマウマやヌー、ガゼルなどの草食動物が多く、観光客はサファリカーの開閉できる天井から顔を出し、写真やビデオを撮影していた (写真①)。ドライバーは無線で情報を共有し、ライオンやチーターなど人気の肉食動物の目撃情報が入ると、車を走らせてその場所に集まる。あっという間にサファリカーに囲まれてしまったライオンたちは、少し迷惑そうな顔をしていた (写真②)。



表紙の写真は、ゾウで有名なアンボセリ国立公園の入園ゲートである。サファリカーが各公園で入園手続きをしている間に、地元の人々が民族衣装を身にまとい、観光客にお土産を売りに来るのも恒例の光景であった。



大地溝帯とその環境変化

全長が約7000km、幅が数十kmもあり、アフリカ大陸東部を切り裂くように走る巨大な谷の大地溝帯。ケニアでは、この大地溝帯が国土を東西に二分するように走っている。そのため、国内を東西に移動していると、この巨大な谷の縁にあたる標高差100m以上の急崖に遭遇する(写真③)。この崖を越える狭い峠道が大変で、故障車が出ると何時間も抜けられない大渋滞に巻き込まれる。急崖のビューポイントには、大地溝帯を説明した看板も設置されていた(写真④)。

大地溝帯のなかには、地溝湖が形成されている。なかでもナクル湖は、フラミンゴの楽園として有名な湖である。水質がアルカリ性で、フラミンゴが好むピンク色の藻がよく繁殖するためである。しかし近年、気候変動の影響でナクル湖周辺の降水量が増加して湖面が上昇。その結果、水質が変化して藻が育たず、フラミンゴが激減しているという。訪れた際はフラミンゴが少し見られた

が(写真⑤)、湖面上昇で水没している施設なども確認でき、気候変動の影響を身近に感じることができた。



中国資本の影響

ケニアでは、さまざまな場所で道路や鉄道などの交通インフラ整備が行われているが、その多くに中国資本が入っている。工事には中国人労働者も参加することがあり、建設中の橋梁の工事現場では、中国語の横断幕も見られた(写真⑥)。中国資本によるとくに大きなインフラ整備プロジェクトが、首都ナイロビとアフリカ最大級の貿易港であるモンバサを結ぶ高速鉄道である。ナイロビからアンボセリ国立公園に移動する道すがら、前年に完成したばかりの線路に、貨物車両が走っているところを見ることができた(写真⑦)。

ケニアは、中国の一带一路構想のアフリカの重要地点であるが、利便性の向上の裏に中国への債務という問題もある。ケニアの抱える課題も見えた取材となった。

写真は  [こちらから](#) | 動画は  [こちらから](#)

写真：2018年8月撮影／帝国書院

1 「1人1台端末元年」を迎えた公立中学校 端末整備が広がる公立高校

令和3年8月に公開された文部科学省「端末利活用状況等の実態調査（令和3年7月末時点）」によると、全国10,165校の公立中学校等のうち、**91.0%**が「**全学年で利活用を開始**」、**5.5%**が「**一部学年で利活用を開始**」と回答しています。「利活用を開始していない」と回答した3.5%の学校でも、大半が「令和3年度中に開始する予定である」との見通しです。“端末の利活用”の基準や具体内容は明らかにされていないため、必ずしも教科の学習に利活用されているとはいえませんが、**来年度、高校に入学する生徒も含めて、ほとんどの公立中学生は1人1台端末での学びを経験していること**になります。

公立小中学校は国主導で端末整備が進められた一方、公立高校では各都道府県での検討となっており、整備期間や費用負担の方針が異なっています。令和3年8月時点では、11県で令和2年度に整備を完了、8府県が令和3年度中に整備するとしています。また、新課程の始まる令和4年度入学生から導入する自治体も多いようです（表1）。

表1 公立高校における端末の整備状況（見込み）

整備期間	都道府県 (費用負担方針：設置者負担・保護者負担・検討中)
令和2年度に完了	秋田・群馬・福井・岐阜・和歌山・山口・徳島・愛媛・佐賀・長崎・大分
令和3年度中	青森・富山・大阪・高知・熊本・石川・福岡・千葉
令和3～4年度	長野
令和3～5年度	茨城・広島・鹿児島
令和4～6年度	北海道・岩手・山形・福島・東京・新潟・山梨・三重・滋賀・京都・兵庫・奈良・鳥取・島根・岡山・宮崎
検討中	埼玉・静岡・宮城・神奈川・栃木・愛知・香川・沖縄

※文部科学省資料「公立高校における端末の整備状況（見込み）について（都道府県別）（令和3年8月時点）」より作成。

2 1人1台端末を見ずえた 高校向け学習者用デジタル教材のご案内

帝国書院では、1人1台端末を地歴・公民科の学びに効果的に活用できるよう、**令和4年度から高校向けの学習者用デジタル教科書・教材のラインナップを充実させます。**

(1) 学習者用デジタル教科書／デジタル資料集

【学習者用デジタル教科書】

- ・令和4年度発行の新課程教科書のすべての書目『新詳高等地図』『標準高等地図』『高等学校 新地理総合』『明解 歴史総合』『高等学校 公共』を発売します。
- ・地理総合、歴史総合、公共の学習者用デジタル教科書は特別支援機能を搭載します（総ルビ表示・読み上げ・リフロー表示・白黒反転表示）。

【デジタル資料集】

- ・『新詳地理資料 COMPLETE 2022』『ライブ！2022 公共、現代社会を考える』に加え、新刊『明解 歴史総合図説 シンフォニア』の3書目で「クラウド配信版」と「セット版（書籍+クラウド配信）」を発売します。



デジタル資料集の詳細はこちらから↑

学習者用デジタル教科書・資料集は「**拡大表示により細かい箇所まで読み取ることができる**」「**直接書き込みができ、やり直しや表示・非表示の切り替えが簡単にできる**」といったメリットがあり、地歴・公民科で重視されている**図版・写真・資料を読み解く力の育成**につなげる活用が期待されます。

すでに先行して学習者用デジタル教科書・教材の利用が始まっている中学校では、「**授業で課題を出したのち、まずは自分の考えをデジタル教科書の図に直接書き込ませ（個別学習）、その後、グループで話し合った結果気づいたことを別の色のペンで書き込ませる（協働学習）**」といった活用も行われています。

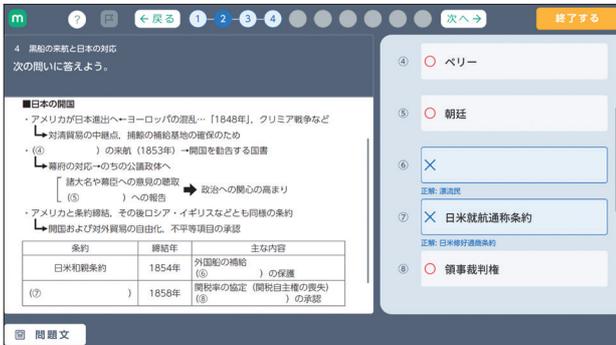
(2) デジタル準拠ノート

【デジタル準拠ノート】

- ・新課程教科書『高等学校 新地理総合』『明解 歴史総合』『高等学校 公共』の準拠ノートをタブレット用に再構成したもので、正誤自動判定機能や教員用管理機能を搭載します（[図1](#) [図2](#)）。



デジタル準拠ノートの詳細はこちらから↑



[図1](#) [図2](#) 「デジタル準拠ノート」の画面イメージ

※開発中のため、実際の商品画面とは異なります。

デジタル準拠ノートは、準拠ノートをタブレット用に再構成したことで、学習日時や正答数などの学習履歴データ（スタディログ）を把握することが可能です。

先行して発売を開始している中学校版では、ご採用校から「正誤が自動判定されるため、生徒は効率的に知識の定着を確認できる」「管理用 Web サイトで課題への取り組み状況や達成度を確認できるため教員の仕事効率化もはかれる」「データをもとに、定期試験では収録されている問題の類題や改題を出題できる」といったメリットがあげられており、先生方の事務的な作業負担を減らしつつ、各生徒の状況を可視化し、きめ細かな指導を行えることが期待できます（[図3](#)）。

達成状況	帝国太郎	まなぶる花子	鈴木地固夫	歴史はじめ	公民友子
1 北アメリカ州の自然環境 →1	未	未	未	未	未
1 北アメリカ州の自然環境 →2	未	未	未	未	未
2 移民の歴史と多様な民族 構成	未	未	未	未	未
3 大規模な農業と多様な農 産物 - 1 ○ 提出期限: 2021/03/23	2021/03/22	未	2021/03/19	未	2021/03/17
3 大規模な農業と多様な農 産物 - 2 ○ 提出期限: 2021/03/23	2021/03/22	未	2021/03/19	未	未

[図3](#) Web上で学習状況を確認できる教師用管理画面（中学校版）

(3) WebGIS

【地理統計 Plus - WebGIS 付き -】

- ・さまざまな統計資料と、国旗解説・国別資料が掲載されている書籍です。
- ・書籍に掲載されているQRコードから、デジタルコンテンツ「統計見えマップ」を使って600項目以上の統計データをWebGISで地図化できます。



「統計見えマップ」のサンプルはこちらから↑



[図4](#) [図5](#) 「統計見えマップ」WebGISの画面イメージ

※開発中のため、実際の商品画面とは異なります。

令和4年度からの新必修教科目「地理総合」の軸の一つとして、GISの活用がうたわれています。例えば『高等学校 新地理総合』教科書では、QRコードを読み取ると誌面の内容と関連した10テーマのWebGISとして表示できる「アクセス WebGIS」を収録しています。

副教材『地理統計 Plus - WebGIS 付き -』のQRコードからアクセスできる「統計見えマップ」では、600項目以上の統計データをテーマ別・地域別などで検索し、WebGISで地図化することができます。複数の要素を重ね合わせて表示させることもでき、情報活用能力を育成することができます（[図4](#) [図5](#)）。

インストール作業は不要で、インターネットブラウザ（スマートフォン含む）とインターネット環境があれば豊富な統計地図をいつでも・どこでも確認することができます。受験対策の新たな武器として、現行課程の「地理B」を履修する生徒さんにもお勧めいたします。

それぞれの商品の価格等の詳細は帝国書院ウェブサイト等に掲載しております。ぜひご検討ください。



「公共」における 〈法律〉に関連する授業の あり方を考える



福岡エクレール法律事務所 弁護士 春田 久美子 (はるた・くみこ)

① はじめに

いよいよ始まる必修科目「公共」。大項目〈B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち〉においては「法」などに関わる主題を扱うこととされており、大項目〈C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち〉で積極的に専門家との連携・協働を図ることにより活動を充実させることが明記されるなど、新学習指導要領のポイントの一つである「社会に開かれた教育課程」の理念をいかに具体化するか、実際の授業展開を、どのような教材を使って行うかが喫緊の課題になってくる。

私は法律実務家（元裁判官で現在は弁護士）として、かねてより《法教育》の実践（児童生徒向けの出張授業やジュニアロースクール、教員対象の研修講師など）を続けており、今後、「公共」の授業づくり等の場面において教員の方々とコラボする場面が増えていくのではないかと、と今からワクワクしている。

本稿では、法律の専門家ならではの着眼点から大項目A, B, Cそれぞれの単元において、具体的な事例にもとづく教材のネタ（素材）といくつかの授業例をコンセプトを添えて提案したい。

② 大項目〈A 公共の扉〉

授業例1 『公共事業と個人の犠牲、あなたはどうか考える？—あるみかん農家の闘いと結末を例に』

政界や経済界が早期開通を訴えている福岡県北九州市と鹿児島市を結ぶ高速道路のルートがある。しかしそれは、Aさんが半世紀以上にわたって営むみかん畑を真っ二つに分断する形で計画されていた…。立ちのきを拒否したAさんは17年にも及ぶ徹底抗戦（代替ルートの提案や国相手の裁判も含む）でみかん畑を守ろうとしたが、

最後は行政代執行で強制的に土地を収用されたという実際にあったケースである。公共事業は、私たちにさまざまな利益をもたらすが、他方でその恩恵が一部の人たちの犠牲のうえに成り立っている場合も少なくない。たくさんの思い出が詰まった土地を、“公共の利益”のため突然明け渡さなければならなくなったとしたら…。「仕方がない」とあきらめてしまわれがちな住民の権利と公共事業をめぐる問題である。海外では、公共事業の計画段階から積極的に住民の意見を取り入れる動きが進んでいることも示しながら、走り出したら止まらない公共事業の実態を素材に、これからの公共事業のあり方に考えをめぐらせることは、幸福・正義・公正といった概念にそくして立場の異なる者の利害や意見を公平・公正に調整することを学ぶ格好の素材になるのではないかな。

実は私には、Aさんが羽交い締めにされる行政代執行のリアルな場面を映し出すテレビを見た私の子どもが、泣きながら「ママ、これは法律家として、どうにもならないの？」と訴えたとき、返す言葉がなかった（法律上は、もはやどうにもならない）、という苦い思い出がある。

多数派の利益のために少数派の犠牲は、どこまでどのような理由で許容されるのか…法的にはとくに問題はなく進められた手続きだが、そこにはまさしく公共的な空間・社会の中に生きるさまざまな立場の人たちの人生模様や権利関係が錯綜している。“私”と“他者”…この世に生をうけ、同じ空間・社会、地球に生まれた私たちのかけがえのない人生が、少しでも多くの人にとって、できることならすべての人々が幸せに生きられ、「個人の尊厳」（憲法13条）が実現されるような世の中にするために、正解が一つとは限らない難しい諸課題について学ぶ新科目「公共」の意義を体感する導入として使えるのではないだろうか。



指導案 ☆☆高等学校・1～2年生

作成：弁護士 春田久美子

【社会（公民、現代社会、政治・経済）、情報、保健体育、総合的な学習、特別活動、国際】

タイトル 『あなたは、どう考える？』

～インターネット実名制（インターネットの書き込みをするには、実名で、かつ、マイナンバーカードで本人確認ができた人しか出来ない仕組み）って賛成？反対？～
～調べてみよう！実名制導入の議論が出てきた理由。考えてみよう！折り合うための方策？！～

【背景（ねらい）】 問題の所在を知り、立場によって意見が異なることを知り、双方の言い分を踏まえながら、課題を解決するために、いかなる方策が可能かを考えながら、現実的な問題を解決する能力、合意形成の能力を養う（→心づいては、表現の自由が民主主義にとって、如何なる意味で重要なものかを知り、他方で、新たな人権問題が起きていることを踏まえ、解決策を見出す等々を養う）。

【内容（教材）】 誰もが「匿名」で、ネット・SNSで自分の意見や考え、思いを簡単に発信できるようになった現代。他方で、「匿名」であるがゆえに、デマや流言、ヘイトスピーチを含む誹謗中傷の書き込み、炎上も後を絶たない。【背景】である韓国で（かつて）導入されたが選挙という判断が出た後、最近、導入は不可逆との議論も浮上している。（匿名制）導入の可否を議論することで、そもそも背景にはいかなる問題状況があるのか、生徒にとっても日々暮らしの上で比較的身近で考えやすいテーマを素材に、なにより、そのような議論が出てきているのか、賛成派・反対派に分かれて意見を出し合い（立場論議）、問題・争点の所在を探り、次に、その解決のための方策・方策はないのか、を班活動で考え、発表する。

【評価】 以下の展開（授業進行表）の通り、アクティブラーニングの手法を用いる。

【事前の準備】
・問題が読ませられたプリント（ワークシート）を事前に配付しておき、予め、どうしてそのような問題が起こったのか、個人で調べたり考えたりしておく。
【用意するもの】
・パソコン、フェイクニュースなどの実際の画像を用いた事前プリント（個人々）
・模造紙、マジック（各組の分）、あればホワイトボードも
・資料等（個人々もしくは全体で）

【展開（60分授業の進行表）】 *GTとはゲストティーチャー（弁護士）を指す

長 所	学習活動・内容	教師○、GT●の役割	時間配分
導 入	1 あいさつ	OGTの紹介。●GTの自己紹介 ※アイスブレイク。本時のねらいについて簡単に説明する。「正解」を求めものではないことを告知。	6分
展開①	2 実名制を導入することについて、賛成派と反対派に分かれ、数人ずつが前に出て、それぞれの立場になりきって意見を発表する。（なぜ、その立場になったのか理由・問題状況の分析など。） 発表の順番を聞いた他の生徒は、補足意見や付け加える意見を発表する。	○発表された意見を板書なし模造紙（賛成派・反対派につき各々1枚ずつ）に書き出す（簡潔書き程度） *生徒にやってもらってもOK！ ●GTが適宜、フォローする。	11分
展開②	3 賛成派は反対派の意見を受け、反対派は賛成派の意見を受け、それぞれ、反論や根拠の付け加えなどが出来るか、更に考え、発表する。	●GTが適宜、フォローする。（適宜、板書一枚書は、生徒にやってもらってもOK）	5分
展開③	4 以上の議論を踏まえ、賛成・反対のいずれの立場をとるかを含め（全員一致になる必要なし。票の分けられ具合を記録する。）、問題の所在に気付いたら、それを解決するための具体的な、どのような方策があり得るか、その場合の課題や根拠は何かも意識しながら、班に分かれて話し合い、その結果を、根拠もまじえて模造紙に書き込む。 5 自分の班の議論状況を発表する。（生徒全員がジャッジ（班）として、発表は、予め選んでいたジャッジ班から始める。）	○班の割り振りなど指示。 ○模造紙を張り出す作業の手伝いなど。 ●班間巡回（議論を描き添える等々） ●GTによるコメントやフォロー。	12分（話し合い＆書き込む作業）
まとめ	6 発表内容に対するGTのコメント。（時間があれば生徒による感想発表も。） 7 質疑応答	●GTによる総括（題目での議論状況なども含め）幾つかの実際の事件と裁判（判例）についての説明も行う。	9分 2分

©2021 春田 久美子 Copyright Kumiko Haruta

図1 授業例2の指導案（筆者作成）

事前課題プリント

2021年（令和3年）9月10日（弁護士による主催者教育）の授業に向けて



みんなはどう思う？（ネット実名制）の導入
～考えてみよう！ネットの書き込みで人権が侵害されないための方法～

☆☆高等学校1年生の皆さん、こんにちは！
私は「弁護士」という仕事をしている春田久美子と申します。来週6日（木）の授業では、みんなで「ネットの書き込みを実名制にするって、どう思う？」について一緒に考えようと思っています。そこで、**次のイラストを基に、**当日までに、以下のことを考えて（出来れば自分で調べたりして）おいて下さいね。



***ネット書き込みを実名制にすることについて賛成の人・反対の人は、それぞれどういう理由で、その意見になるのか、この問題の背景にあるのはどういうことかも含めて考えてみましょう。考えてみたこと（理由や背景）は以下の吹き出しの中に書き込んでみてね！（ずいぶんは分らなくても、色々想像して頑張ってください）**

賛成派

反対派



***双方の異なる立場からの意見をふまえて、最終的に、ネットの書き込み自由と誹謗中傷などの人権侵害を両立させるための方法があるとしたら、どういう方法が思い浮かぶか、そのアイデアを考えておいてね！（出来るだけ、たくさんアイデアを考えたもらえると嬉しいです。）考えたことを以下のノートの中に書き込んでみましょう！**

(1年 組◆氏名)

©2020 春田 久美子 Copyright Kumiko Haruta

図2 授業例2の事前課題プリント（筆者作成）

③ 大項目くB 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

新学習指導要領では、現実社会の諸課題に関わる主題設定のために、具体的に13の事柄や課題が示されているが、リアルタイムで高校生たちにとって身近に考えられる問題を中心にいくつか素材や展開例をご紹介します。

授業例2 『あなたは、どう考える？—インターネットの書き込みは実名で！の導入には賛成？反対？』

高校生の暮らしにおいてもなくてはならないツールで、もはや社会的インフラといっても過言ではないインターネットやSNS。他方で、匿名で自由に書き込みができることから誹謗中傷やヘイトスピーチ、悪質な動画や画像のアップ等で深刻な人権侵害が生じているのも事実である。LINEでのいじめなど高校生たちの日常生活においても事態は一刻の猶予もなく、最悪の場合、命さ

え奪ってしまう状況になっている。このような状況を前提に、「インターネット上に書き込みをするには実名で、かつマイナンバーカード等で本人確認ができた人しか書き込めない仕組みを導入するって賛成？反対？」というテーマで、実名制導入の議論が出てきた背景や理由を調べることから始め、法律で義務化することの是非について考えてみる授業を提案する（授業の目標・内容・方法は図1 図2 参照）。

これは、表現の自由とプライバシー権や名誉などの人権が衝突する場面であり、法的には相当に難しい問題である。表現の自由は、その保障が民主主義を成り立たせるために必要不可欠ゆえ、それを制限することは相応の必要性や合理性がなければ許されないと考えられているからである（言いかえれば、民主主義国家において、なにゆえに表現の自由や知る権利が重要で不可欠なのかを深く考える授業にもなりうる）。

ネット社会が日本より早く浸透した韓国でも同様の議

論があり、2007年に法整備がされたが、導入から5年後の2012年8月に憲法裁判所で裁判官の全員一致で違憲と判断され、廃止にいたった。しかし、ネット上での誹謗中傷を受けて芸能人などの自殺があいつぐたびに実名制の導入の議論が世論としてわき上がるという。

根本的な解決のためには公的規制ではなくメディアリテラシーの教育の強化など自浄的な解決策を模索すべき領域なのかもしれないが、そこに期待ができないのであれば人権を守るために法律で規制する必要があるのではないか。「法」が私たちの暮らしにおいていかなる意義をもって登場するのか、その原点を含めて考えることのできる教材・授業例である。

最近あった、リアリティ番組に出演していたタレントがインターネット上の誹謗中傷を苦に自殺したケースでは、母親などが刑法犯である侮辱罪の厳罰化と与党に求める活動を始めたとニュース報道されている*1。市民が立ち上がり、ダイナミックに立法活動へつなげようとする取り組みが実際に起こっているという点で、まさに今、国民全体で考えるべき課題であり、新学習指導要領大項目Bで示された13の事柄や課題のうち、〈法や規範の意義及び役割〉〈政治参加と公正な世論の形成〉、あるいは大項目Aの〈(3) 公共的な空間における基本的原理〉などで扱える授業例と考える。

授業例3 『突然の解雇（リストラ）、どうにもならないの?』

〈雇用と労働問題〉は経済の分野に位置づけられているが、法律が登場する領域でもある。とくに、高校卒業後、就職する生徒が多い商業高校などで推奨したい授業として、労働者側と使用者側の対立構造と実際の司法の現場での解決方法や考え方を示す授業例である。

こんな事例を想定する。新人のAさんはB社長に「つごうにより今日で解雇する」と言われた。Aさんは子どもが生まれたばかり。一方、B社長はこのままでは不景気で会社がつぶれると考え、人件費を抑えようとした…。さて、この解雇は有効かを考えよう、というものだ。労働者のAさん、使用者の会社（B社長）、双方の言い分を想像し、班ごとにA・Bいずれかを代弁する立場になりきって言い分を考えて発表してもらおう。ポイントは相手の言い分を予想して反論まで考えること。言い分が複

数あるときは強調したい順番も考える。Aさん側は「子どもが生まれたばかりで家族が路頭に迷う」「人件費を抑えたいならベテランをやめさせれば」「お金をもらえばやめてもいい」…。B社長側は「会社がつぶれたら他の従業員も職を失い、元も子もない」「業績が悪くなる前に手を打たないと意味がない」「ベテランは再就職が厳しい」…。

実際の司法の現場での判断基準としては、①人を削減する必要があること、②解雇を回避する努力を会社側がしたこと、③「その人」が対象にされる合理性があること、④事前に説明なりの手続きがつくされたこと、以上の4つの要件が満たされているかどうかで決せられるのが原則であることを伝えたい。ちなみに、この基準は法律に直接定められているわけではなく、過去の労働判例の積み重ねによってできた法規範である。

労働者が使用者を相手にモノ申すのは実際には容易ではないからこそ労働組合があること、会社にも経営者としての悩みがあり、双方の立場をふまえた、多くの裁判例の積み重ねで、この判断基準ができたのである。世の中の現実に肉薄し、実際に生徒が社会に出たとき、すぐに使えるような授業もあってよいのではないだろうか。さらに、労働者と使用者間では交渉力・経済力において格差があり、「契約自由の原則」という一般的なルールをそのままあてはめるとかえって不公平になる場面が世の中にはあることを学べる効果も期待できる。

最近は退職の意思表示を代行するサービスが盛況だという。〈職業選択〉など働くことそのものの意義も考えることにつながるとなおよい。

授業例4 『これって、本当に対等なのかな?』

2022年4月にスタートが迫っている18歳成年年齢引下げを念頭におけば、消費者被害の防止のためにも〈多様な契約及び消費者の権利と責任〉は喫緊かつ重要な課題である。

消費者の立場について、世の中のリアルを体感できる教材として“約款”を取りあげることをお勧めする。例えば、携帯キャリアや料金プランの変更を題材に、生徒自身に、何かおかしいと感じたことはないかをたずね、体験エピソードを語ってもらうと、「契約自由の原則」

*1 法務大臣は、侮辱罪の厳罰化を法制審議会に諮問した（2021年9月16日現在）。



や「当事者対等の原則（権利能力平等の原則）」が、リアルな世の中では決して教科書どおりではないという事実に気づくのではないだろうか。

普段の暮らしの中で、相手方と交渉をしながら一から自身で契約の諸条件を決める場面などは少なく、保険に入るとき、旅行をするとき、インターネットで物の売り買いをするとき、アパートを借りる際など事業者があらかじめ定めた約款に従わなければ契約自体をあきらめなければならない場面は多い。2020年4月1日から施行された改正民法では、事実上、約款は「読んでいなくても効力をもつ」ことになったので、消費者は賢くなっておかないとますます不利益をこうむる。他方で、あまりに不当な約款である場合、例外的に、その約款の全部または一部が無効となる可能性も生徒に伝える必要がある（消費者契約法ないし民法違反）。

そのほか、〈司法参加の意義〉については多くの学校現場では、もっぱら犯罪（刑事事件）をテーマにした刑事裁判を取りあげることが多いだろうが、実際に裁判所で圧倒的に事件として多いのは民事事件のほうである

し、刑事事件よりも身近なものであるゆえ、民事事件と交錯するような教材をテーマにすること、〈政治参加と公正な世論の形成、地方自治〉で『ペット税を導入する条例、あなたはどう思う？』、〈財政及び租税の役割〉で『救急車の有料化、あなたはどう思う？』など政治・経済に関わる主題でも「公共」の教材として使えるのではないだろうか。ポイントは、司法府の判断も分かれているような悩ましいもの、答えが一つには限られないような多様な考え方が成り立ちうるようなものを教材として用いることだと考えている。

④ 大項目C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち

授業例5 『このキャンセル料って、高いかな？あなたなら、どんなことが言いたい？』

大項目AとBで学んだことを発展させ、よりよい社会の構築のため主体的に参画し、共に生きる社会を築くという観点から、実際に消費者（市民）がアクションを起こしたことで自分だけでなく他の多くの人が救われた、よりよい環境・社会がつけられたという実際のケースをもとにした授業例を最後に紹介する。

こんなケースを生徒に提示する。消費者Xさんは飛行機のチケットを搭乗予定日の3か月前に割引運賃で購入済み（約7割引きで1万3290円）。ところが、バイトのつごうでやむなく搭乗便を変更することに…搭乗日の62日前にキャンセルをしたら取消（キャンセル）料が8190円かかると航空会社Yから請求が…。これって、どう？しかたないの？を考えてもらうというものである（図3）。

生徒たちには、「あなただったら、どうする？どうしたい？」と問いを突きつけ、言いたいこと＝言い分、を自分の言葉でよいので頑張って言ってもらい、さらに可能であれば、そのように考える理由や根拠も自分の言葉で伝えてもらう、というものである。最終的には、消費者として、どう行動する？かまで具体的に考えてもらえらることを願って教材化した。

生徒たちの反応としては、「キャンセル料がいくら

消費者教育&主権者教育 2020年6月6日

Let's Lesson! こんなとき、あなただったらどうする？

Case 4 「これって高い？！それとも…？」

もうすぐ夏休み。飛行機で帰省しようと、チケットは3ヶ月前にばかり割引運賃で事前購入済み（7割引で1万3290円）。ところがバイトの件でやむなく搭乗便を変更することに…搭乗日の62日前にキャンセルをしたら取消料が8190円だって…。これって、どう？仕方ないの？

1 あなただったら、どういうことを言いたいですか？立場になりきって考えてみよう！

チケットを購入した側の言い分

©KANAGWA2015

航空会社側の言い分

2 グループの皆で考えてみよう！それぞれの言い分、あなたは、どう思う？

お客さんの側の言い分

VS

会社側の言い分

3 この問題、何がポイントなのかな？

©2021 春田 久美子 Copyright Kumiko Haruta

図3 「Let's Lesson!」ワークシート（筆者作成）

かはももとの取り決めでちゃんと決まっていたのかな?」「規約とかに書かれてあったのなら、もうしかたないんじゃないの…」「え～、でも、まだ62日前だし…」「1万3290円に対して8190円は高すぎじゃない?」という意見があれば、「いやいや、約7割引きで1万3290円で、正規料金は、えっと4万3890円だから…8190円は、そこまで高いとはいえないんじゃないか?」と少しずつ白熱してくる。意見が停滞しているようなときは、あなただったら、どういうことが言いたいかな?とあくまで生活者の視点で、自分だったらどうしたいか、言いたいことはないかを飾らない言葉、自分なりのフレーズで言語化するように問いかけてみる。ここでも、正解などは気にせず、言いたいこと、言ってみようことを“言い分”として表現してもらうことにこだわるようにしている。

実は、このケースは実際に大手航空会社を被告として現実に提起された裁判の事例をそのまま授業にしたものであり、金額などもまったくリアルなものである(裁判では8190円を訴額として返還請求を求めた。ちなみに原告は本物の弁護士で、消費者問題対策委員会のメンバーらが代理人に就いて訴訟を起こした、という背景がある)。

この裁判では、約款でキャンセル料についてもあらかじめ定めてあったことが前提となっており、「ちゃんと読んでいたかどうか」は真の争点ではないので、生徒たちには「じゃあ…ちゃんと取り決めがなされていたら、もうしかたないのかな?」「規約にそう書き込まれていた、という前提で考えてみてくださいね」と問うと、最初はいぶかしげな反応をすることが多い。ルールですでに決まっていることであれば議論する余地などないのではないかと感じているようだ。

この裁判のポイントは、キャンセル料の定めが、“消費者契約の解除に伴い、事業者が生じる平均的な損害額を超えた違約金は無効”という消費者契約法9条1号に該当するのではないか、8190円のキャンセル料が、はたして「平均的」な損害といえるのか、その金額の合理性は消費者と事業者のいずれが証明すべきか?、証明できるのか?という点にあるのだが、そのような理屈は知らなくても、自分の問題として考える場合に、消費者(市



写真 出前授業のようす(生徒と話しているのが筆者)

民)としてどういうアクションを起こせるか、起こしたかを自分ごととして生徒たちに考えてほしくて作成した授業である。

教材にした初期のころは、まだ判決が出ていなかったもので、「どのような結果(判決)になるか要注目!」で締めていたが、あるとき、原告となって闘っている弁護士本人に会った際、あのケースを消費者教育の授業で使わせてもらっていると告げたところ、「(航空会社の)ホームページをぜひ見て!生徒さんたちに伝えてあげて!」とうれしそうに教えてくれた。さっそく見てみると、判決を待たずしてホームページ上で「2015年10月25日以降ご搭乗分から…取消手数料が変更になりました」との告知がなされていた。つまり、運賃の約63%だったキャンセル料は、提訴をきっかけに約20%にまで減額されたのである*2。

大手の航空会社を相手にあきらめるしか方法がなさそうな状況であっても、また、わずか「8190円」の返還を求めて地方裁判所に裁判を起こすという行動は一般的には簡単にできることではないものの、消費者が実際にアクションを起こしたことで、他の多くの消費者にも恩恵が行きわたることになった、という説明・種明かしをすると、生徒たちの目はキラキラと輝き始める。

思いがあっても実際の行動にはなかなか移せない、どのようなアクションを起こせばいいのかも迷ってしまうケースが多いことは消費者問題の相談業務にたずさわっている実務家として痛感することである。法律の世界では、消費者保護のために上記のような定めが存在するこ

*2 その後、キャンセル料はさらに減額され、今では55日前までのキャンセル料は無料になっている。



と、いつも奏功するとは限らないが、このケースのように事態が改善される場合もあることを実際のケース・事例を通して味わってもらい、最後は各自のスマホで航空会社のサイトを見るようながして授業を終えるのだが、生徒たちからは、「本当だ～、変わってる！」という驚きの声とともに「自分も、おかしいと思ったら小さなことでも声をあげてみようと思いました」という感想を寄せられることが多い教材である。

⑤ 結びにかえて～専門家の活用をぜひ！

新学習指導要領では、カリキュラム・マネジメントもうたわれており教科を横断する取り組みも増えていくであろう。現に、この分野は家庭科と協働で教えることが想定されている。つい先日、ある法教育企画で、〈多様な契約及び消費者の権利と責任〉（消費者保護の仕組み）を家庭科と社会（公民）科で扱うとしたら、どう切り口や内容が違うのか…コラボして実践する機会があった。その際の家庭科と社会科の各教員とのやり取りがひょろに興味深かったのだが、具体的には、家庭科の先生は「私たちの役割は、どういう困った事例があるかを提示するところまで。その救済のために、どういう法律があって、どう助かるかの部分は社会科の先生役割では？」とおっしゃったのに対し、社会科の先生は「えっ？それは家庭科でやっているんじゃないですか？」おおよそ、そういう感じであった。

そのやり取りを見ていて私も考え込んでしまったのだが、現時点での私の考えでは、ざっくりではあるが、家庭科は、目の前の事象について、実際にとるべき現実的なアクションのハウツーを学ぶ（相談先はどこ、どのような“武器（未成年者取消権やクーリングオフ、消費者契約法で契約を取り消せるなど）”があるのかを学べる教科である。対して、社会科（「公共」）は、各法令がつくられた趣旨や当該法律でできることは何かを学び、現行法で救われない立法事実があれば立法府で法律を新たに制定する動きに結びつくこと、そうすれば行政も変わるというように、法律の意義、果たす役割はもちろんのこと、統治機構の仕組みも最終的には基本的人権を実効

的に保障するために存在するということ、その（統治）機構を動かす権利は主権者である私たち国民一人ひとりにあること、そういう大きな仕組みをダイナミックに伝えるところに役割があるのではないかと思いついた。主権者として行動を起こせば世の中を変えられることまで伝えられると、これはまさに「公共」の大項目Cで述べられている〈持続可能な社会づくり〉を実践することになるのではないだろうか。もっとも家庭科においても、買い物が世界を変える、消費行動はある種の投票行動だ、といわれるように、「公共」でめざすことと目的が同じであることも然りであろう。

自分の困りごとを端緒にして、それが理不尽だ、変えるべきでは、と思うようなことに直面した場合には、自らがアクションを起こすことで他の多くの人々・市民も救われることにつながる、というダイナミックな行動を起こせるようになること、これがまさに新科目「公共」で最終的にはぐくみたい生徒像ではないかと期待している。新学習指導要領では専門家の活用もうたわれている。各都道府県には最低1つの弁護士会が存在し、法教育委員会や消費者委員会など名称はまちまちであるが《法教育》にたずさわっている弁護士がいる。リアルなケースを扱い、対立構造にある当事者の利害を調整しながら紛争を解決に導くわれわれ弁護士（法律の専門家）だからこそお役に立てる部分があると思っているので、ぜひ、連携・協働を深めていきたい。



著者紹介 春田 久美子 はるた・くみこ

九州大学法学部卒業。政府系金融機関に就職した後、裁判官を経て2006年から弁護士。

市民と法律家の架け橋となるべく法教育・講演会活動に力を注ぐ。日本弁護士連合会では、市民のための法教育委員会に所属し、弁護士の学校派遣制度を含む授業支援をするメンバーの一人。九州弁護士会連合会・法教育に関する連絡協議会前委員長。





「地理総合」における「生活文化の多様性と国際理解」の単元計画

神戸大学附属中等教育学校 高木 優 (たかぎ・すぐる)

—使用教材—

『高等学校 新地理総合』
『新詳高等地図』



1 はじめに

2022年度から実施される「地理総合」では、3つの大項目の中に、5つの中項目が設定されている。そのなかの中項目「B(1)生活文化の多様性と国際理解」は、「場所や人間と自然環境との相互依存関係などに関わる視点に着目して、世界の人々の生活文化を多面的・多角的に考察し、表現する力を育成するとともに、世界の人々の生活文化の多様性や変容、自他の文化を尊重し国際理解を図ることの重要性などを理解できるようにする」ことが、『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 地理歴史編』では求められている。

また、「ここでの学習は国際理解を主なねらいとしており、学習対象はあくまで「世界の人々の特色ある生活文化」であって、すでに中学校社会科地理的分野において州ごとに「世界の諸地域」を学習していることを踏まえれば、ここでの学習がその繰り返しとならないよう、また、「地理探究」における「現代世界の諸地域」の学習とも重複することのないよう、厳に留意する必要がある」とも、明記されている(学習指導要領解説引用部分の下線は編集部による。以下同様)。

それでは、ここで示されている中学校社会科地理的分野における州ごとの「世界の諸地域」の学びや「地理探究」における「現代世界の諸地域」の学びとはどのようなものか確認することで、「地理総合」における中項目「B(1)生活文化の多様性と国際理解」の学びを捉えなおしたい。

2 中学校社会科地理的分野における州ごとの「世界の諸地域」の学び

『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 社会編』では、「この中項目は、世界の諸地域の基礎的・基本的な

知識を定着させるという観点、また汎用性が高いという観点から、「① アジア」、「② ヨーロッパ」、「③ アフリカ」、「④ 北アメリカ」、「⑤ 南アメリカ」、「⑥ オセアニア」の六つの州からなる小項目で構成している」と示されている。

また、「空間的相互依存作用や地域などに関わる視点に着目して、世界の各地域で見られる地球的課題の要因や影響をその地域的特色と関連付けて多面的・多角的に考察し、表現する力を育成することを主なねらいとしている。そうした学習の全体を通して、世界の各州の地域的特色やそこで見られる地球的課題と地域的特色の関係を理解できるようにすること」が求められている。

3 「地理探究」における「現代世界の諸地域」の学び

『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 地理歴史編』では、「取り上げる地域は、行政的な区分や州による区分といった形式的な地域に捉われることなく、例えば、地球的課題に関連する指標によって地域区分された特徴が顕著な地域や対照的な地域を取り上げるなど様々な対象地域が考えられることに留意する必要がある」と示されている。

また、「地域に見られる様々な事象を項目(例えば、自然環境、資源、産業、交通・通信、観光、人口、都市・村落、生活文化、民族・宗教など)ごとに取り上げ、整理し、それら取り上げられた事象全体を通して地域的特色を見いだしたり、地球的課題を学習したりする」ことが示され、「地域に見られる特徴的な事象を取り上げ、その事象に関連する様々な他の事象を関連付け、特徴的な事象のもつ意味を通して地域的特色を見いだしたり、地球的課題を学習したりする」と記載されている。

さらに、「取り上げた地域と対照的又は類似的と思われる他地域とを比較することによって、それぞれの地域の地域的特色を見いだしたり、地球的課題を学習したりする」ことが示されている。

4 「地理総合」における「生活文化の多様性と国際理解」の学び

中学校社会科地理的分野における州ごとの「世界の諸地域」の学びと「地理探究」における「現代世界の諸地域」の学びから、「地理総合」における「生活文化の多様性と国際理解」では、どのような学びが求められているのであろうか。

それは、例えば、地理的な諸課題を通して、中学校社会科地理的分野では行わなかった同一スケールの州という枠組みをこえた事例地域を設定し、それらの地域の状況を深く学んだり、比較したりすることから、「世界の人々の特色ある生活文化」を学習対象とする学びである。さらにそこから、世界の人々の生活文化の多様性や変容、自他の文化を尊重し国際理解を図ることの重要性などを理解できるようにする必要がある。ここであらためて留意しなければならないのは、「地理探究」とは異なり、項目（例えば、自然環境、資源、産業、交通・通信、観光、人口、都市・村落、生活文化、民族・宗教など）ごとに地誌学習を行うのではない、ということである。

それでは、この「地理総合」における「生活文化の多様性と国際理解」の学びを実践するために、「教科用図書」いわゆる教科書をどのように活用すればよいのか、令和4年度以降用『高等学校 新地理総合』（以下、教科書）、『新詳高等地図』（以下、地図帳）をもとに、示したい。

5 「地理総合」における「生活文化の多様性と国際理解」の単元計画

そもそも、「地理総合」は、「持続可能な社会づくりを目指す、環境条件と人間の営みとの関わりに着目して現

代の地理的な諸課題を考察する科目」である。さらに、「現代世界や生活圏の諸課題について、主に主題的な方法を基にして学習」する必要がある。

地理的な諸課題について、教科書では、第2部「国際理解と国際協力」の第2章「地球的課題と国際協力」に、地球環境問題、資源・エネルギー問題、人口問題、食料問題、都市・居住問題が記されている。まず、これらの地理的な諸課題を、科目全体で考察する場合の展開例について紹介したい（表1）。表1は、新学習指導要領の趣旨に即した展開例であろう。指導要領の大項目Aから順に授業を行うなかで、中項目ごとに地理的な諸課題を主題としている。例えば、「A 地図や地理情報システムで捉える現代世界」では、地理的な諸課題として地球温暖化を主題としている。地球温暖化を主題として学習を進めていくなかで、標高を読み取り、海面上昇による浸水の可能性について考察したり、各国の二酸化炭素の総排出量や、1人あたりの排出量のような同じテーマで異なる表現方法の地図を比較したりする。そこで生徒たちが地図を読む技能を身に付けることの必然性がみえてくる。

同様に、B（1）で地球環境問題の中の熱帯林の破壊について、B（2）で資源・エネルギー問題、人口問題、食料問題、C（1）で防災、C（2）で都市・居住問題を、主題として学ぶ単元構成が考えられる。

また、教科書の第2部「国際理解と国際協力」の第1章「生活文化の多様性と国際理解」では、追究事例としてオセアニア、東南アジア、中央アジア・西アジア・北アフリカ、インド、ラテンアメリカ、サハラ以南アフリカ、ロシア、アメリカ合衆国、東アジア、ヨーロッパが記されており、それらの追究事例には、自然環境（地形・気候）、言語・宗教、歴史的背景、産業の営みなどの視点が設定されている。これらを活用した展開例を紹介したい（表2）。表2は、地球環境問題を主題に「B（1）生活文化の多様性と国際理解」の単元を構成する展開例である。たとえ同じ地球環境問題を有していても、それぞれの地域で生活文化は異なっており、地球環境問題を通して、世界には多様な生活文化があるということを生

表1 地理的な諸課題を科目全体で考察する展開例

大項目	中項目	地理的な諸課題
A	地図や地理情報システムで捉える現代世界	(1) 地球温暖化
		(1) 生活文化の多様性と国際理解
B	国際理解と国際協力	(2) 熱帯林の破壊
		(2) 資源・エネルギー問題
C	持続可能な地域づくりと私たち	(2) 人口問題
		(2) 食料問題
		(1) 防災
		(2) 都市・居住問題

表2 地球環境問題を主題に単元を構成した展開例

地球環境問題	世界の気候と人々の生活	視点	『新地理総合』における追究事例のテーマ	『新地理総合』で取り上げた国・地域
熱帯林の破壊	熱帯の生活	自然環境(地形・気候)	モンスーンの影響を受ける地域での生活	東南アジア
		歴史的背景	移民の歴史と人々の生活の関わり	ラテンアメリカ
砂漠化	乾燥帯の生活	言語・宗教	イスラームと人々の生活の関わり	中央アジア・西アジア・北アフリカ
		歴史的背景	植民地支配の歴史と人々の生活の関わり	サハラ以南アフリカ
大気汚染と酸性雨	温帯の生活	産業の営み	地域統合が人々の生活や産業に与える影響	ヨーロッパ
			経済成長による人々の生活の変化	東アジア
地球温暖化	熱帯の生活	自然環境(地形・気候)	乾燥した大陸と太平洋の島々での生活	オセアニア
	亜寒帯・寒帯の生活	歴史的背景	国家体制の変化と人々の生活の関わり	ロシア

徒自らが見だし、地球環境問題解決のためには国際理解が大切であると気付いていくことを目的としている。この展開例に合わせ、教科書の関連するページを効果的に活用する。地球環境問題を主題とすると、世界の気候や設定された視点を通して、追究事例を考察し、生活文化の多様性に気付く学習を設定しやすい。

それでは、地球環境問題を主題とした場合、教科書や地図帳を活用しながらどのような展開が考えられるであろうか。まず、熱帯林の破壊を主題に、東南アジアとラテンアメリカを比較する。両地域とも同じ熱帯気候区に属し、熱帯林の減少が地理的な諸課題となっている地域であるが、変動帯の影響を受け山岳地域が多い東南アジアと安定陸塊が広がり平坦な地域が多いラテンアメリカは対照的である。このことに気付くために、地図帳 p.23～26 「①東南アジア」、「①東南アジア要部」や p.91～94 「①南アメリカ」、「①南アメリカ要部」などから、地形や植生の広がりを見わたすといった方法が考えられる。また、早くから直接ヨーロッパの影響を受け、今なお強く影響を受けているラテンアメリカと直接ヨーロッ

パやアメリカ合衆国の影響を受ける前に、中国やインド、ムスリム商人の影響を受けた東南アジアでは、その生活文化も異なる。このことを、教科書 p.102 1 「ラテン系の人々とアフリカ系の人々の移動」や p.104 1 「リオデジャネイロ(リオ)のカーニバル」、p.105 5 「ラテンアメリカの主な言語と人種・民族」(図1)、p.83 5 「東南アジアの交易と宗教の伝播」、6 「東南アジアの言語と宗教」(図2)、7 「ワットプラケオ」などを活用しながら見だししていく。このように共通する地球環境問題を通して、いくつかの地域を比較し、その過程で、教科書で設定されている視点から、「世界の人々の特色ある生活文化」を学習する単元の構成が考えられる。

同様に、砂漠化を主題に、中央アジア・西アジア・北アフリカとサハラ以南アフリカを比較する。ともに砂漠化が地球環境問題となっている地域であるが、イスラームの影響を受けるなかで、主に3つの言語集団に分かれる中央アジア・西アジア・北アフリカと旧宗主国の影響を強く残すサハラ以南アフリカでは、その生活文化が異なる。地図帳 p.41～42 「①アフリカ北部」や「②サヘル」の砂漠化と人口集中、教科書 p.151 4 「サヘルでの放牧」、5 「サヘル周辺の家畜の増加率」や p.91 10 「中央アジア・西アジア・北アフリカの言語分布」や p.110 3 「アフリカ諸国の主な使用言語」などから読み取ってい

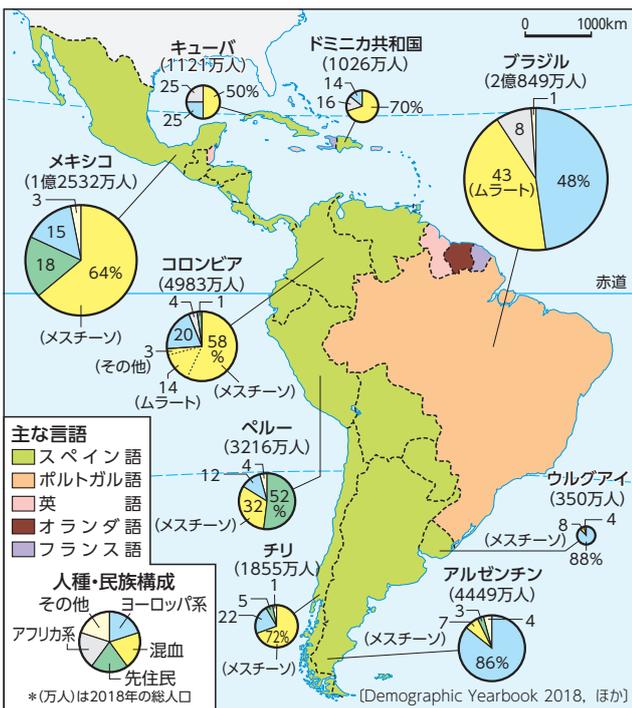


図1 「高等学校 新地理総合」 p.105

5 「ラテンアメリカの主な言語と人種・民族」

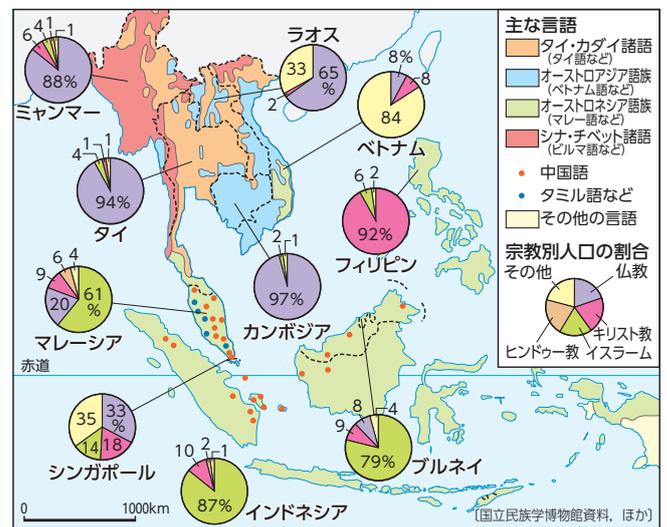


図2 「高等学校 新地理総合」 p.83

6 「東南アジアの言語と宗教」

表3 地理的な諸課題を主題に単元を構成した展開例

地理的な諸課題	世界の気候と人々の生活	視点	『新地理総合』における追究事例のテーマ	『新地理総合』で取り上げた国・地域
資源・エネルギー問題	乾燥帯の生活	自然環境(地形・気候)	乾燥した大陸と太平洋の島々での生活	オセアニア
		言語・宗教	イスラームと人々の生活の関わり	中央アジア・西アジア・北アフリカ
	亜寒帯・寒帯の生活	歴史的背景	国家体制の変化と人々の生活の関わり	ロシア
食料・人口問題	温帯の生活	産業の営み	産業力が世界の生活文化に与える影響	アメリカ合衆国
	熱帯の生活	言語・宗教	ヒンドゥー教と人々の生活の関わり	インド
		歴史的背景	植民地支配の歴史と人々の生活の関わり	サハラ以南アフリカ
都市・居住問題	熱帯の生活	歴史的背景	移民の歴史と人々の生活の関わり	ラテンアメリカ
	温帯の生活	産業の営み	地域統合が人々の生活や産業に与える影響	ヨーロッパ

くことが考えられる。さらに、大気汚染と酸性雨を主題に、東アジアとヨーロッパを比較する。ともに、大気汚染と酸性雨が地球環境問題となっている地域であるが、早くに産業の近代化を進め、持続可能な開発を目指すヨーロッパと、経済成長をとげ、生活が変容しつつある東アジアでは、生活文化が異なる。このことに、教科書 p.163 5～8の図版・写真や p.135 9「中国のエネルギー消費量の変化」、10「大気汚染がひどい日にマスクをして通学する子どもたち」などを通して気付いていくことができるだろう。最後に、地球温暖化を主題に、オセアニアとロシアを比較する。ともに、地球温暖化が地球環境問題となっている地域であるが、熱帯気候区に位置し、サンゴ礁の島々の水没の恐れがあるオセアニアと亜寒帯・寒帯気候区に属し、永久凍土の融解の恐れのあるロシアでは、生活文化が異なる。教科書 p.74 4「高床の住居」や、地図帳 p.103 3「ツバルの浸水と海面上昇」などを使って展開していくことが考えられる。これらの学習を通して、生徒たちは世界の人々の生活文化は多様であり、また変容していて、国際理解を図ることなしに、地球環境問題は解決しないと理解していくことができる。

表3は、地理的な諸課題を主題に単元を構成した展開例である。この場合も、地理的な諸課題を通して、世界の人々の生活文化が多様であるという気付きから、国際理解を図ることの重要性を理解していくことができる。

では、このような学習にはどのような学習活動がふさわしいのであろうか。様々な主題を設定し、様々な追究事例地域を取り上げ、生活文化の多様性に気付く学習には多くの授業時間を必要とする。「地理総合」の標準単位数は2単位であり、年間授業時間数は限られている。そこで、グループごとの調べ学習で共有する学習活動が考えられる。各グループは地球環境問題の主題ごとや、地理的な諸課題の主題ごとに複数の追究事例を比較する。生徒の状況によっては、視点や追究事例のテーマごとに担当する場合もありうる。また、その共有方法も学

級で発表したり、共有用の教科書を作成したり、説明用の動画を作成し共有したり、ジグソー法によって共有したりするなど、様々な学習活動が考えられる。どの学習活動の場合も、各グループの調べ学習を作成し、共有することが単元の目的ではない。共有することで、生活文化の多様性に気付き、様々な地理的な諸課題を解決するためには、国際理解を図ることが必要不可欠であると理解することが重要である。これらの調べ学習には、教科書 p.4に掲載されているQRコードから閲覧・活用できるGIS教材「アクセス WebGIS」が有効である。教科書にも掲載されている、「植民地支配の影響が残るアフリカの産業」、「世界の食卓に影響を与える農業」、「産業の発展を支えてきた移民の力」、「EU統合による工業や社会への影響」など様々なテーマで、調べ学習に利用しやすいコンテンツが準備されている。「アクセス WebGIS」では様々な統計資料を、相違点や共通点を見いだしやすい主題図などで表現することができる。

6 おわりに

生活文化の多様性を見いだし、国際理解を図ることの重要性を理解するためには、教員が生活文化が多様であることを教えても、国際理解を図ることの重要性を理解することにはいたらない。生徒自らが、地理的な諸課題を通して、生活文化の多様性を見いだし、その解決のためには、国際理解を図ることが重要であることに気付くことが必要である。そのためには、カリキュラム・マネジメントにもとづき、年間計画を見据え、単元を構成することが、「生活文化の多様性と国際理解」の実践では最も重要であり、その際に、目の前にいる生徒の状況に合わせた、柔軟な取り組みが求められる。

〈参考文献〉

- ・文部科学省(2019)『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 地理歴史編』東洋館出版社
- ・文部科学省(2018)『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 社会編』東洋館出版社



「読み解く」から始める「歴史総合」

—理解の深化を支援するICTの活用—



—使用教材—

『明解 歴史総合』

秋田県立秋田西高等学校 伊藤 真司 (いとう・しんじ)



はじめに

令和4年度から新科目「歴史総合」が始まる。新学習指導要領では「歴史総合」を履修したのち「世界史探究」または「日本史探究」を履修するとされるが、「探究」の授業を視野に入れた「歴史総合」の授業をどのように組み立てればよいかイメージしづらいと感じている方も多いのではないだろうか。そこで、「世界史探究」と「日本史探究」での学習内容との関連を踏まえて「歴史総合」の授業のあり方について考えることを第一歩としてみるのもよいかかもしれない。「日本史探究」では、「歴史総合」で学習した歴史の学び方を活用し、前近代を中心とする学習によって思考力の育成を進め、現代の日本の課題を探究する。「世界史探究」では、「日本史探究」同様に「歴史総合」で学習した歴史の学び方を活用し、生徒が世界の歴史の大きな枠組みと展開への理解を深め、地球世界の課題について探究する。

本稿では、「世界史探究」「日本史探究」への接続を視野に入れ、新学習指導要領の内容に沿って令和4年度以降用『明解 歴史総合』（以下、教科書）を用いてどのような授業が構築できるかを考える。また、現在整備が進みつつあるGIGAスクール構想のもとでのICTを活用した学び方の一例としても提案したい。今後、多くのICT機器や各種サービスが高校の教育現場に導入されることだろう。「歴史総合」でも、何をどのように活用すれば学習効果が高められるか実践例を蓄積し、共有することが必要となる。そこで、比較的導入が進んでいると思われるインターネットに接続可能な電子黒板と、タブレット端末を使って学習できるWi-Fi環境が教室に整備されていることを前提として、本授業案を提示する。



② 「歴史総合」の評価について

授業案を検討するにあたり、評価方法についても確認

したい。新学習指導要領のもとでの歴史領域科目では、大項目が内容のまとまりとなっており、評価規準は内容のまとまりごとに作成することとされている。その考え方を踏まえて単元の評価規準を作成する。評価規準は、これまでの4観点から「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理された。とくに「思考・判断・表現」についてはそれぞれの見方や考え方に沿って、具体的な視点などを組み込んだ評価規準を設定する。この観点においては、単元を見通した「問い」を設定し、「社会的事象の歴史的な見方・考え方」を働かせることで、社会的事象などの意味や意義、特色や相互の関連などを考察したり、社会にみられる課題を把握して、その解決に向けて構想したりする学習をいっそう充実させることが重要である。「主体的に学習に取り組む態度」については、教科の特性を踏まえつつ、単元をこえて評価規準を設定するなど、ある程度長いくざりの中で評価することも考えられる。実際の授業では、生徒の個人活動あるいは協働による要点整理や意見交換、短文論述、さらに口頭での発表などが上の3観点の評価対象に該当する。本授業案では、個人による要点整理と短文論述を取りあげたい。



③ 教科書の本文構造を「見える化」する

教科書では、文字資料や統計資料、年表、図版が豊富に掲載され、各章の学習課題が明確に示されている。また、各単元の学習課題も見開きごとに示される「確認」「説明」といった課題について考えることで、学習課題の解決に結びつけられるように思考の補助線が引かれている。教科書に示されるそれらの課題について考える活動を通じて、生徒の読解力や表現力を養うことが可能となる。

生徒が第一に取り組むべき学習活動は、教科書の内容構造の確実な理解である。教科書は、本文もコラムも歴史上のできごととその原因や歴史的意義が整理されて記

述され、地図や図と本文との関連性も見えやすくなっている。生徒が本文を構造的に理解することで、歴史的事象の関連性を理解することにつながる。それこそが生徒自身の関心や疑問を引き出す下地となる。教科書読解は、歴史的事象の因果関係などについて、生徒それぞれの「わかること」と「わからないこと」を切り分ける活動である。おそらく、教科書の本文で簡潔に説明された箇所については因果関係をつかみきれず、「わからないこと」とするだろう。さらに生徒は、「わからないこと」を起点として「問い」を立てるが、それは、用語集や資料集、参考書や一般書、さらに専門書に記載されているような事実関係に関する基本的な疑問かもしれない。しかし、「歴史総合」で読解力を高める訓練を行うなかで、ささいなことであっても生徒が自ら歴史的事象に疑問をもつことが、よりよい「問い」を立てる力をはぐくむと考えている。

この学習活動は、「世界史探究」や「日本史探究」においても生徒自身が教科書を適切に読み解き、「問い」を立てて探究する学力につながるのではないだろうか。

生徒が教科書を読むときには、太字であるなしかかわらず、単元の中で最も重要であると思われるキーワードを見つけ、鉛筆を使って□や○で囲んだり、またそれを説明する該当箇所にも下線やアンダーラインを引き、それらを結びつけることで本文そのものの構造を「見える化」する。その活動によって歴史用語と本文の関連性を生徒自身が把握し、どこに何がどのように記述されているか、人名・できごと・地名について認識することとなる。国語科でも同様の取り組みを行っている事例に心あたりがあるかもしれないが、「歴史総合」の教科書を読み解くためにも非常に有効な手段である。カラフルなマーカーで本文の大部分が塗られてしまい、どこがだじかわからない状態になっている生徒の教科書を多く目にしたことから、この取り組みを始めることとした。よっ

未来へ活かす歴史

国民国家形成の陰で

プロイセン主導のドイツ統一からはじき出されたオーストリアは、ハンガリー人(マジャール人)に自治を認める妥協をして、オーストリア-ハンガリー(二重)帝国を成立させた(→p.49)。この妥協は、帝国の支配民族であるドイツ人と非スラヴ系のハンガリー人のバランスの下で帝国内のスラヴ系諸民族を支配するものだった。法律上、国内の諸民族は平等とされ、それを保障する政治や教育のしくみも導入されたが、その実現は容易ではなかった。帝国の崩壊後、スラヴ系諸民族はみずから国民国家を建国したが(→p.108)、それらは実際には多くの少数民族を含み、後に激しい民族問題を引き起こした(→p.186)。

↑4 バルカン半島の民族分布

展開し、これに伴って労働運動、社会主義運動が各国で強まった。これらの運動との対立関係から、それまで市民革命を主導してきた資本家は、貴族など旧支配層と結んで国家と産業の発展を目指すようになっていった。また、種々の集団の利害を代表する政党が生まれ、議会が最も重要な政治的決定機関となっていくなかで、選挙権の拡大をはじめ、自由・平等の原理が広がり、市民社会への歩みが決定的となった。

ナショナリズムと国民国家 19世紀後半の新たな状況のなかで政治を導いたのは、一つの民族(国民)が一つの国家(国民国家)をつくることを理想とする、ナショナリズムだった。しかし、実際にはオーストリアのように、国内にはさまざまな民族が混じり合って住んでおり、そのなかで多数派を占める民族が国家を運営した。このため、国民国家において国境を画定し領土内のすべての人々を国民として統合しようとする過程で、少数民族や少数集団が抑圧されたり、言語や宗教を同じくする従来の地域的まとまりが破壊されたりするなどの問題が生じた。

フランス第二帝政の成立 フランスでは、二月革命後、大統領選挙でルイ・ナポレオンが当選し、1852年には皇帝となってナポレオン3世と称した(第二帝政)。彼は国内産業の保護・育成に努めるとともに、海外進出を積極的に行った。英露の影響の少ない東南アジアへ進出し、清と対決しながらベトナムの一部やカンボジアを支配下に置いて仏領インドシナ連邦の建設に着手した。イギリスに次ぐ植民地保有国の地位を築いたが、普仏(プロイセン-フランス)戦争の敗北により、帝政は崩壊した。屈辱的な講和条件を知ったパリ民衆が蜂起し、史上初の労働者の政権とよばれるパリ・コミュンが成立してパリを支配したが、2か月後、臨時政府軍に鎮圧され、75年に第三共和政の憲法が成立した。



↑5 ミュシャ作「スラヴィア保険相互銀行のためのポスター」アルフェン・ヌーヴォー(→p.82)の画家として知られるミュシャは、オーストリア支配下のチェコで生まれ、スラヴ民族の独立を訴える作品も数多く手がけた。

世界日本 **ナポレオン3世と江戸幕府**

対外政策の成功によってフランス国内での支持を得ていたナポレオン3世は、貿易拠点の確保のため、幕末期の江戸幕府にも接近した。幕府に対して、軍事顧問団の派遣(→p.65)のほか、横須賀製鉄所設立のための支援などを行った。しかし、メキシコへの出兵の失敗やヨーロッパ情勢への対応から日本への介入の余地がなくなり、戊辰戦争に対しては、国家としてはイギリスなどと足並みをそろえ、中立策を取った。

→6 ナポレオン3世から贈られた軍服を着る徳川慶喜

確認 ナショナリズムについての説明を、本文から書き出そう。

説明 「1848年は近代ヨーロッパの転換点」とはどのようなことが、説明しよう。

図1 『明解 歴史総合』p.48の本文構造を「見える化」した紙面例

て、この活動でマーカーの使用は禁止である。

④ ICTを活用した「歴史総合」

先述の手法を用いながら、本授業案では教科書「2部近代化と私たち 3章 近代化の進展と国民国家形成」からp.47～48「1848年～近代ヨーロッパの転換点」を例として紹介したい。

はじめに、p.46の3章の学習課題「近代化が進むなかで、欧米諸国はどのような国家を形成していったのだろうか」を電子黒板に表示しながら、p.47を開くよう指示する。

活動1 《10分》

教科書のp.47～48の内容を読み、本文の内容についてアンダーラインを引きながら構造を把握する(図1)。読みながら、以下の3つに取り組むよう指示する。

- ①フランスの七月革命や二月革命、ドイツの三月革命で民衆が求めたものはなにか。フランスとドイツそれぞれ

れについて□で囲め。

② 1848年の革命によってヨーロッパ社会はどう変わったか。該当部分を□で囲め。

③ 教科書 p.47 の『諸国民の春』の絵を見ながら、黒・赤・黄と緑・白・赤の旗を持って行進している人々は、のちのどの国の人々か考え、右の「二月革命の広まり」の地図に○で囲め。

①について大多数の生徒はフランスについては「選挙権の拡大」や「議会の改革」、ドイツについては「憲法制定」を囲むだろう。②については p.47・18 行目から p.48・6 行目までの間で複数考えられるが、多くは「市民社会への歩みが決定的」を囲むことが予想される。③については、イタリアは即答する生徒が多いかもしれないが、ドイツについては現在のドイツ国旗と縦横が異なることから、すぐに答えられないかもしれない。また、ベルギー国旗と答える生徒がいることも予想される。イタリアやドイツについては、次の単元でイタリア・ドイツの統一を扱うため、簡単に触れる程度にする。

活動2 《25分》

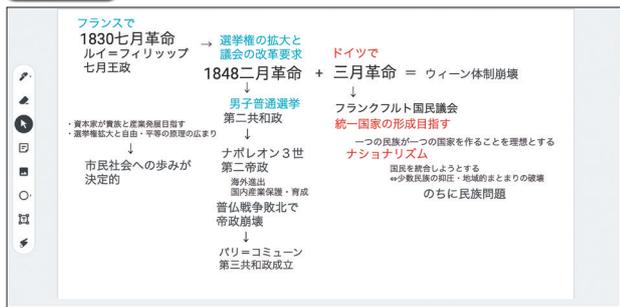


図2 「Jamboard」にまとめた例

教科書を見ながら、「Google Workspace for Education」のデジタルホワイトボード「Jamboard」を開き、テキストボックスを配置して本文の内容を整理する。また、活動1で□で囲んだ部分を簡潔にまとめて配置する。まとめかたは、教科書本文の記述どおりに並べて整理する生徒や、フランス、ドイツそれぞれの地域ごとにまとめる生徒もいるだろう。その際に、ナショナリズムや国民国家という語句をどこに位置づけるか工夫するように指示する。この活動は、「Google Workspace for Education」に対する生徒の習熟度合いにもよるが、比較的短時間でまとめ上げられるようになるべくシンプルにするよう、机間巡視しながら声がけをする。教科書をノートにまとめることは家庭学習で行う生徒も多いかもしれないが、限られた時間で要点のみをまとめ上げる活動は、教科書を的確に把握していなければ成立しない。内容をまとめるために、すべての生徒が教科書を丹念に読解することになる。加えて、「Jamboard」は、指導・

学習管理ツール「Google Classroom」と連携することで生徒間の共有が簡単にできる。教師は、共有した「Jamboard」の中で、いくつかの解答例を取りあげて電子黒板に表示し、教科書中に示されている、ナショナリズムの訳語である「国民主義」や「民族主義」を解説する。その際に、フランクフルト国民議会やハンガリー独立運動、さらに p.48 のコラム「国民国家形成の陰で」に触れながら、国民国家建設と少数民族の抑圧という二つの側面についても触れ、ナショナリズムのもつ広い意味について確認する。このような解説を受けて、それぞれの生徒が自身の「Jamboard」に加除訂正を加えて要点を整理する。これらは、自動保存されて生徒がそれぞれの復習用教材として活用できるようになる。

1848年前後を理解するために必要な語句の一つであるナショナリズムについては、本単元の2部3章1節のあとにも、2部5章1節「新政府の誕生」、3部2章4節「ヨーロッパの復興と大衆の政治参加」や4部1章4節の「中東戦争とパレスチナ問題」などにも出てくる概念であり、「民族主義」「国民主義」「国家主義」という複数の訳語の違いをそれぞれの歴史的事象から学びとることができる。他の単元でも、歴史的事象を理解するためにナショナリズムの概念を必要とする箇所は数多い。教科書の学習を進めることによって既習事項を振り返りながら、歴史の大きな枠組みを、ナショナリズムというキーワードを通じて考えることができるのではなかろうか。「現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を理解する」ためにも、このように比較的長い時間をかけて一つのキーワードに複数回触れながら定着をめざすことが重要である。そのためにも「Jamboard」の保存は振り返り活動を素早く行える点で有効である。

活動3 《5分》

教科書の内容をまとめ、生徒どうしが要点整理について共有した時点で、p.48の「説明」課題にある「1848年は近代ヨーロッパの転換点」とはどういうことか、簡潔にまとめる。まとめる際には、以下の語句を使うよう指示する。

[資本主義、ナショナリズム、国民国家、民族主義、市民社会]

この活動では、あえて学習用ワークシートに生徒それぞれが鉛筆で記述する形式をとる。先の活動でICTを活用したが、記述式の練習を手書きで行うことで、定期考査での記述式問題にも対応できるように配慮する。また、語句指定をするのは、記述力向上をスモールステップで行うためである。3部や4部の単元で同様の記述式



図3 『明解 歴史総合』で使用できるQRコンテンツ一覧



図4 QRコンテンツ内の「一問一答」



図5 「一問一答」の解答画面

の練習を行うときには、指定語句を徐々に少なくしながら、3部では語句を三つ、4部では語句を二つあるいは一つとするなど、年間を通じて少しずつ記述力を高めていきたい。

活動4 《5分》

これらすべての活動を行ったうえで、教科書の巻頭7に示されているQRコードをタブレットで読み取り、QRコンテンツにアクセスする。すると「一問一答」「用語解説」「動画」「地図」「年表」「外部リンク」が出てくるので、そのうち「一問一答」を開く（図3）。「2部→3章→1節 1848年～近代ヨーロッパの転換点」の練習問題10問に取り組み、基本的な語句の確認を行う（図4・図5）。問題はランダムに出るために、繰り返し学習でも答えを順番どおり機械的に暗記してしまうこともない。

以上の学習活動を合計すると45分である。活動としては多いと感じるかもしれないが、板書をノートに書き写すことがないため、生徒自身が考えて活動する時間を確保でき、思考を中心とした授業内容を充実させられる。これまでもプリント学習によって進度を早めることができたという経験をしたが、ICTを活用することで、学習内容の密度を維持しながらテンポよく授業を展開できている。また、ICTの活用は、学習の成果物を簡単に保存できることも利点としてあげられる。これまで行っていた付箋を活用したワークショップ形式の授業では、生徒が記述した付箋を写真に撮って学習の成果として保存していた。しかし、「Google Classroom」のようなクラウドサービスを活用することで、いつでも振り返ることができるのは、教師にとっても生徒にとっても有益である。また、教科書のQRコンテンツも今回は「一問一答」以外活用できなかったが、「地図」や「動画」資料も閲覧できることから、資料集を補助するよう

な使い方が可能となる。今後のコンテンツのさらなる拡充に期待したい。

5 おわりに

歴史の学び方がこれまでと大きく変化するなかで、生徒自身が「社会的事象の歴史的な見方・考え方」を働かせ、歴史を学ぶことによって現代の世界を正しく認識できる力を養うことができる授業をめざしたい。なかでも、生徒自身が「歴史総合」の授業を通じて読解力を高め、自ら問いを発して「探究」できる力を身につけ、「世界史探究」や「日本史探究」にスムーズに接続するためにどのような学習方法が有効か、数多くの事例をみながら検証するにはまだ時間がかかるだろう。また、教室への電子黒板の設置やWi-Fi環境の整備、生徒のタブレット端末一人一台利用や各種Webサービスの活用など、学習用ICT環境の設備導入の進捗にも学校ごとに差があるだろう。とはいえ、コロナ禍の現状では、オンラインでも教室でも多少の変更で実践できる授業方法が求められているはずである。そのような可能性を踏まえて本授業案を提案する。今後は、生徒自身による単元ごとの理解度の自己評価と、その自己評価を受けて授業改善に結びつけるワークフローの確立を優先課題としたい。

本稿が厳しい世情でも生徒の学習活動を止めず、「生徒一人一人を生涯にわたって探究を深める未来の創り手として」はぐくむことのできる授業を実現するための一助となれば幸いである。

〈参考資料〉

- ・ジャパンナレッジ School『日本大百科全書(ニッポニカ)』小学館 (<https://school.japanknowledge.com/jks/>) 2021年8月閲覧
- ・文部科学省(2018)『高等学校学習指導要領(平成30年告示) 解説地理歴史編』
- ・国立教育政策研究所教育課程研究センター(2021)『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校 地理歴史』
- ・株式会社ストリートスマート&できるシリーズ編集部(2020)『できる Google for Education コンプリートガイド 導入・運用・実践編 増補改定2版』インプレス



「日本史探究」に求められる授業づくり

—近世から近代への「時代の転換」に焦点をあてて—

静岡聖光学院中学校・高等学校 渡邊 和彦 (わたなべ・かずひこ)



—使用教材—
『図説 日本史通覧』

1 「日本史探究」への期待と課題

2022年度より始まる「歴史総合」が、これまでの世界史と日本史という枠組みを取り払う科目として成立するということもあり、地理歴史科の教員は、「歴史総合」がもつ可能性や課題に大きな関心を寄せてきた。「歴史総合」で重視される「見方・考え方」を働かせた課題解決的な学びは、「日本史探究」「世界史探究」においても期待されている。

しかしながら「日本史探究」「世界史探究」に関しては、①「歴史総合」と「日本史探究」「世界史探究」とをいかに接続していくか、②現行の「日本史B」「世界史B」との差異化をいかにするか、という2点が依然として不明瞭なままである。

本稿は、こうした課題を念頭におき、『図説 日本史通覧』(以下、『通覧』)の活用方法を提案しながら、「日本史探究」に求められる授業づくりの視点を示すものである。

2 「日本史探究」に求められる「時代の転換」と「時代を通観する」の視点

新学習指導要領解説によると、「日本史探究」は、「歴史総合」の学習で獲得した技能や歴史の学び方を活用することが強調されている。例えば、「歴史総合」においては、大項目B～Cの各中項目(1)に問いを表現する学習が設定されているが、「日本史探究」では大項目A～Dの各中項目(1)に時代の転換を踏まえて「時代を通観する」問いを表現する学習が設定されている。筆者は、「時代の転換」と「時代を通観する」というキーワードが、「歴史総合」と「日本史探究」を関連させ、「日本史B」との差異化をはかる鍵になると考えている。本稿では、単元「明治維新を記念する」における筆者の取り組みを紹介したい。

3 授業の具体的展開

単元「明治維新を記念する」は、9つの小単元から構

成し、幕末から明治初期までを扱っている(表1)。近世から近代への移行期であるこの時期は、今日の私たちが共有するものの考え方や、私たちの生活に欠かせない技術が生まれる重要な転換点といえる一方で、私たちが取り組むべき多くの課題を生み出した時期でもある。「時代の転換」に重点をおいたのは小単元5、「時代を通観する」に重点をおいたのは小単元9である(小単元9の詳細については帝国書院ウェブサイトを参照)。ここでは小単元5を取りあげ、「時代の転換」に重点をおいた展開を示す。

(1) 導入：違式註違条例を読み解く

『通覧』p.216の「ヒストリースコープ」では、1882年の銀座煉瓦街のようすを描いた資料から文明開化の産物が何かを考察する問いが用意されている。このような明治初期の人々の生活のようすと江戸時代の人々の生活のようすを比較する学習活動は、例えば、19世紀に描かれた図1「日本橋の晴嵐」(溪斎英泉筆)や、『通覧』p.199で化政文化の例として取りあげられている「東海道五十三次 庄野」(歌川広重筆)を参照すると、裸にふんどし(江戸時代初期は下帯とよばれる)姿の男性が描かれており、明治初期の人々の服装とは対照的であることが読み取れる。

ただし、こうした比較に加えて、「なぜこうした変化が起きたのか?」という問いも考察したい。250年以

表1 単元「明治維新を記念する」の構成(筆者作成)

小単元名	小単元の問い
①開国による日本の変化(1) —条約の締結—	なぜ江戸幕府は18世紀末の時点で条約を締結せず、19世紀中ごろになって条約を締結したのか?
②開国による日本の変化(2) —貿易の開始—	江戸幕府と外国で貿易が始まったことは、国内の経済にどのような影響を及ぼしたのか?
③開国による日本の変化(3) —幕末の混乱—	なぜ幕末の民衆は信仰を求めたのか?
④開国による日本の変化(4) —大政奉還と王政復古—	五箇条の御誓文はなぜ明治政府の原点といわれるのか?
⑤新政府の国づくり(1) —人々の意識変化—	明治政府の政策は、人々の中にどのような意識変化をもたらしたのか?
⑥新政府の国づくり(2) —殖産興業—	なぜ大久保利通は殖産興業を奨励したのか?
⑦文化史(1) 文明開化 —文明へのあこがれ—	私たちは文明開化をどのように評価すべきか?
⑧明治初期の対外関係 —国境の画定—	明治政府による国境の画定は正当化できるか否か?
⑨明治維新はいかに語られるか —明治維新のその後—	明治維新50周年・100周年・150周年における共通点と相違点は何か?



図1 溪斎英泉『日本橋の晴嵐』

(出典：国立国会図書館デジタルコレクション 2021年8月閲覧)



図2 『違式註違条例』の「違式」(左)と「註違」の例(右)

(出典：国立国会図書館デジタルコレクション 2021年8月閲覧)

上続いた江戸時代にはぐくまれてきた服装の文化が明治維新を経て大きく変化するのは理由があるはずである。そこで筆者は、「**違式註違条例**」に関する資料を用意した。

「**違式註違条例**」は、軽犯罪を「**違式** (意図的な犯罪)」と「**註違** (偶発的な犯罪)」の2種類に分けてそれぞれ取り締まりの対象とする、日本初の軽犯罪に関する体系的な法律である。まず1872 (明治5) 年に東京府で施行され、翌年以降、その他の地域はこれを参考に地域の実態に合わせて施行していった。授業では、「**違式**」と「**註違**」の内容を図示した部分を抜粋 (**図2**) し、 **図1** と組み合わせて次のような問いかけをした。

- Q1 「日本橋の晴嵐」から、「**違式註違条例**」によって取り締まりの対象となる部分を見つけなさい。
- Q2 なぜ、これは取り締まりの対象となるのだろうか？

Q1 で裸体を取り締まりの対象となることを見つけた生徒の **Q2** に対する意見は、「裸が下品だから」「裸体が風紀を乱している」「不快な思いをさせる」など、現在の私たちの価値判断を多分に含んだものである。これを、歴史的な文脈を踏まえた理由にしていく第一歩は、生徒の発言に対し「**誰が?**」と問い返すことである。「**下品**と思ったのは誰なのか?」「**不快**を感じるのは誰なのか?」と問い返すと、生徒は、江戸幕府の支配下で生活する人々が下品に思ったり不快に感じたりすることはないと気づき、これまでの授業で学習してきた「日米修好通商条約によって居留地で外国人と交易した」という事実から、下品に思ったり不快に感じたりするのは外国人だと答えた。さらに、「**外国人が信仰していた宗教は何か?**」と続けると、生徒は「**キリスト教**」と答えた。授業では、日本を訪れた外国人にとって、裸で街中を歩いたり、混浴したりすることは、キリスト教的価値観になじまず、驚きを隠せなかった事実を補足し、「**明治政府が違式註違条例を制定した目的は何か?**」と続けた。

「**違式註違条例**」の目的については、国民意識の創出

であったとする見解がある。明治政府は欧米のような「**文明国**」をめざし、「**違式註違条例**」によって「**国民**」としてふるまうべき行動を規定し、人々の生活を根本的に変えようとしたのである。この点を踏まえて「**明治政府の政策は、人々の中にどのような意識変化をもたらしたのか?**」という学習課題を提示し、「**藩**」から「**国民**」への変化に焦点をあてて授業を展開したい。

学習課題：明治政府の政策は、人々の中にどのような意識変化をもたらしたのか？

(2) 展開①：**廃藩置県**の目的は？

戊辰戦争で旧幕府軍に勝利した明治政府が江戸幕府にかわる新たな中央集権政府として確立するためには、財政面の課題を克服する必要があった。明治政府が全国を統治するための財源は、旧幕府から得た約700万石からまかなわなければならないからである。

ここで確認しておきたいのは、「**約700万石とはどれくらいの規模なのだろうか?**」という疑問である。『通覧』p.154によると、旗本知行地300万石と直轄領400万石を合計した700万石という石高は、江戸中期の総石高約3000万石のうち23%程度である。明治政府が江戸幕府にかわる新たな統治機構の正当性を得られたとしても、各地は大名によって統治された状態が維持されていた。石高の大部分は、大名が徴収・管理しており、財源の確保のためには大名がもつ徴税権を新政府に移行する必要があった。そこで行われたのが、統治機構の集権化である。

1868 (慶応4) 年の政体書によって旧幕府領に府県を設置することから始まった統治機構の集権化は、1869 (明治2) 年の版籍奉還では不十分であったため、1871 (明治4) 年に薩摩藩・長州藩・土佐藩から兵を募り (御親兵)、軍事力を背景に**廃藩置県**を断行することで達成できた。しかしながら、単純な解説では「**なぜ版籍奉還では不十分で、廃藩置県によって統治機構の集権化が達成できたといえるのか?**」という疑問には答えきれない。こう

した疑問に答えるため、『通覧』別冊には、「廃藩置県の詔」の原文が用意されている（資料1）。

資料1 廃藩置県の詔（『通覧』Webサポートより転載*）

朕は以前（一八六九年）、諸藩の版籍奉還の上表を聞き入れ、あらたに知藩事を任命してそれぞれ職につかせた。しかし数百年にわたり（藩という）因習が長く続いてきたため、名目のみで実績があがらない面もあった。…そこで、今さらに藩を廃止して県を置く。これは余計なことを省いて簡略化し、有名無実の弊害を取りのぞき、法令が多方面から出されるという弊害をなくそうとするためである。『太政官日誌』

Q1 新政府が廃藩置県を行う意図は何か？

Q2 廃藩置県によって、人々の意識はどのように変化したのだろうか？

Q1 に関して 資料1 を読むと、生徒は「藩」という存在によって「実績があがらない」、「弊害をなくす」という部分に注目した。「実績があがらない」は、大名と武士や民衆との間の主従関係が根強いことを示唆している。『通覧』p.157にもあるように、江戸時代の民衆は、幕府や藩によって支配されていた。版籍奉還によって土地と人民が天皇に返還されたとしても、藩主がそのまま知藩事として統治にあたる状況下で新政府から新たな法令が出されれば、明治政府と知藩事に対応が異なった場合に対立が生じる。こうした「弊害をなくす」ために廃藩置県を行うのが明治政府の意図である。

Q1 を踏まえ、さらに **Q2** を提示すると、生徒からは「藩」から「国民」への変化を指摘する発言があった。廃藩置県を断行することは、「藩」を解体し、「藩」のもつ機能が完全に停止することを意味していた。同時に、人々の帰属意識としての「藩」が消滅したことで、「国民」としての意識が生まれる可能性も示唆される。生徒の発言を拾いながら「藩」から「国民」への変化に注目させたい。

(3) 展開②：明治政府は徴兵制で何を求めたか？

戊辰戦争の際に「官軍」として戦った兵士や、廃藩置県を断行するために用意された軍事力は、いずれも各大名が所有していた軍事力であった。『通覧』p.210「ヒストリースコープ」で取りあげている東京・駒場野での合同演習のようす（1870年）を見ると、全国から集まった各藩の兵士の服装はバラバラである。1870年時点では廃藩置県は実施されず、依然として知藩事（旧大名）が統治を続けているため、各藩は独自に欧米諸国から武器を入手していたことが推測される。明治政府は、廃藩置県に引き続いて徴兵制を実施することで、各大名が所有する軍事力を政府直轄軍として再編成したのである。徴兵制度について、明治政府の方針がわかる「徴兵告諭」を見てみよう。再び『通覧』別冊より掲載する（資料2）。

資料2 徴兵告諭（『通覧』Webサポートより転載*）

地位を世襲して働かずに暮らしていた武士には家禄を減じ、廃刀を許し、すべての人々がようやく自由の権利を得ようとしている。これは身分の上下をなくし、人々の権利を同等にする方策であり、兵士と農民を一体にする基礎である。…国に報いる方法にも区別はない。およそ天地の間で税のかけられていないものは一つもなく、それが国家の運営にあてられている。だから、人であるからには、心力を尽くして国に報いなければならない。西洋人はこのことを血税とよぶ。人がその生血によって国に報いるという意味である。『太政官日誌』

Q1 明治政府が人々に求めたことは？

Q1 について、生徒が注目したのは、①「身分の上下をなくし、人々の権利を同等にする」や②「心力を尽くして国に報いる」、③（「血税」に注目して）「税を納める」といった部分である。江戸時代の武士は苗字の使用や帯刀が許可され、家禄が支給されるなど、世襲された身分によって暮らしが保障されていた。しかし明治政府は、人々を華族（公家、大名）・士族（武士）・平民（農民、町人、えた・ひにん）と区分する中で、士族の特権を廃止し、平民と同等の扱いにしていく（四民平等）。これによって明治政府が達成したいのは「兵士と農民を一体」にして、「国に報いる」制度である。明治政府は、身分に関係なく兵士として国に報いること（国民皆兵）を求めていたのである。明治政府は、人々に兵役を課すことを「血税」ととらえているが、『「血税」の意味は何だと思う？』と生徒に問かけると、「命をかけて国を守る」、「国に命をささげる」といった答えが返ってきた。こうした答えも踏まえ、『徴兵免役心得』や血税一揆などを取りあげ、国民皆兵に対する人々の抵抗や士族特権が消滅したことによる士族の不満の高まりにも触れておきたい。

(4) 展開③：地租改正によって土地に対する意識はどう変わったのか？

廃藩置県の断行によって、大名がもつ徴税権は明治政府に移行したが、江戸時代から続く物納（とくに米）は、収穫高に大きく左右されるため、安定した財源を確保するための租税収入を確立する必要があった。明治政府は、田畑永代売買の禁止令を解き、地価を定めて、土地所有者に対して地名、面積、所有者、地価、地租額を記入した地券を発行し、地租改正を実施した。

『通覧』p.212「ヒストリースコープ」では、地券の表面に書かれている内容を詳しく解説しており、地租の割合が3%から2.5%に引き下げられているようすが読み取れる。地券を読み取る学習の意図は、地価や土地の所有者が書かれていることに注目して、江戸時代までの土地制度と対比させて強調することや、地租の変更に注

*『通覧』のWebサポートを利用すると、現代語訳のワードデータを利用できる。

目して、地租改正反対一揆による民衆の抵抗に触れると
いった点にあるだろう。これに加え、教科書等で説明さ
れるような地租改正の意義を裏づけ、「どのような人が
土地所有者になるのか?」といった疑問に答えるために
は、地券の裏面も参考になる(資料3)。

資料3 地券(漢字は常用漢字に書き改めている)

日本帝国ノ人民土地ヲ所有スルモノハ必ラス此券状ヲ有スヘシ
日本帝国外ノ人民ハ此ノ土地ヲ所有スルノ権利ナキ者トス故ニ何
等ノ事由アルトモ日本政府ハ地主即チ名前人ノ所有ト認ムヘシ
日本人民ノ此券状ヲ有スルモノハ其土地ヲ適意ニ所用シ又ハ土地
ヲ所有シ得ヘキ権利アル者ニ売買譲渡質入書入スルヲ得ヘシ
売買譲渡質入書入等ヲナサントスルモノハ渾テ其規則ヲ遵守スヘ
シ若シ其規則ニ因ラスシテ此券状ヲ有スルトモ其権利ヲ得サルモ
ノトス
〈明治13年静岡県発行(個人所有)〉

Q1 土地所有の権利が認められる人と認められない人を
それぞれ抜き出さない。

Q2 土地所有の権利をもつ人が明治政府から認められて
いることは何だろうか?

Q3 地租改正によって、人々の土地所有の意識は、江戸
時代からどのように変化したと考えられるか?

生徒は第一段落と第二段落「日本帝国ノ人民」「日本
帝国外ノ人民」という言葉から、土地所有の権利を日本
人に限定していることに気づく。続けて第三段落を読む
と、土地所有権をもつ日本人は、私人間で土地の売買や
質入れなどが可能になることがはっきり書かれ、第四段
落には、法令に違反した場合には権利を行使できないこ
とも明記されている。これらを踏まえ、生徒からは
Q3 について、「土地を自由に扱えるようになった」や
「土地の管理が個人にまかせられるようになった」など
の意見が出てきた。

国家が土地所有の権利を直接に個人に認めることは、
日本の歴史において初めてのことである。今でも地券は
ネットオークションなどで取り引きされており、筆者も
今回の授業のために静岡県の地券を落札した。当時の
人々が自らの土地所有の権利を証明するものとして大切
に保管してきたからこそ、実物教材として生徒の手に触
れさせることができるのだろう。

(5) まとめ: 定期考査の出題内容から

以上の内容を踏まえ、生徒には学習課題についてのミ
ニレポートを課し、定期考査でも同様の出題をした。こ
こでは、定期考査の出題内容を紹介する(図3)。

採点では、人々の帰属意識の変化に注目して、歴史的
事象を根拠に江戸時代から明治時代への転換を説明でき
ているかを重視した。感染症の拡大によって感染症の歴
史を論じる書籍に注目が集まっているように、人々は危
機に直面すると、過去の出来事に目を向け、それを根拠

【設問】(4点満点で採点)

戊辰戦争を経て成立した明治政府の政策は、人々の意識変化を
求めるものであった。明治政府の政策により、人々の意識はど
のように変化したと考えられるか。江戸時代までの人々の帰属
意識と明治政府が求めた帰属意識との違いを明確にしてあなた
の意見を論じなさい。この問いには、明確な答えがあるわけ
ではありません。採点は、(1)下線部の指示に従っているか、(2)
歴史的事象を根拠に、問いに対するあなたの意見を論じている
か、(3)根拠となる歴史的事象とあなたの主張が一致しているか、
(4)歴史的事象に事実誤認がないかを基準に採点します。

【生徒の解答例】(4点)

人々の意識は「藩の中での人間」でしかなかったが、明治政府
側は、国民として戸籍を持たせる壬申戸籍や、廃藩置県で藩を
廃するなど、国への帰属意識、つまり、日本国民としての自身
の認識を促したと考える。

図3 定期考査の出題内容と解答例

に主張することがある。誰でも情報を発信できるからこ
そ、学校教育においても、過去の出来事を根拠に自分の
意見を述べ、他者から評価を受ける体験を積み重ねさせ
たい。そして、生徒が書いた意見を評価することは、教
師が学びを深める機会になる。

4 「日本史探究」に求められる授業づくりとは

本稿では、「日本史探究」の特徴を「時代の転換」と
「時代を通観する」に求め、「時代の転換」にかかわる授
業の展開例を紹介した。

さまざまな地域で起きた歴史的事象に関する資料を豊
富に用意し、そこから問いを表現する「歴史総合」の強
みは、特定の地域の時代の転換に注目したり、特定の地
域の時代を通観したりする学習にはなじまない可能性が
ある。一方、小単元5の導入で取りあげた「違誌違条
例」を活用して時代の転換を考察する学習活動は、限ら
れた地域の歴史的事象に限定しているからこそ生かされ
る。また、小単元9のように、時代を経て変化する明治
維新の解釈に焦点をあてることは、各時代を個別に学習
し、各時代の特徴を考察・論述する「日本史B」ではな
く、時代を通観することを強調する「日本史探究」の授
業で実践することに意味がある。

そして、こうした授業を支えるのは、授業者の資料に
対する深い理解と問いかけである。扱う資料については、
日本にかかわる歴史への理解を深めたり、現代の日本で
問題となっている事柄に関連したりする資料を精選す
ることが求められているといえる。

歴史の学びを暗記にしない取り組みは、「歴史総合」
がすべて引き受けるものではない。科目名に「探究」を
入れている以上、「日本史探究」や「世界史探究」にお
いても同様の取り組みが求められている。





人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせるための法教育教材の開発

—安楽死を題材としたディベート授業を通して—

東京都立篠崎高等学校 唐仁原 友紀 (とうじんばら・ゆうき)

—使用教材—

『ライブ！現代社会2021』



1 はじめに

いよいよ高等学校においても、令和4年度より新学習指導要領にもとづいた授業がスタートする。新学習指導要領では、従前からいわれているアクティブ・ラーニング型の授業を通して「見方・考え方」を働かせる授業の実践が求められる。本稿では、その一例として、筆者が行った、安楽死ディベート授業について報告したい。本授業実践は、哲学的な思想分析を土台として、法教育としての側面をもたせつつ、「公正」な社会の在り方について考察したものである。

2 「安楽死」を題材とした法教育の実践

(1) 授業実践にいたるまでの経緯

令和4年度からの「公共」の開始に向け、「安楽死」を題材とした授業実践を、3年次自由選択科目「政治・経済」の授業において行った。以下では、本授業実践にいたるまでの経緯について、本校生徒の現状にてらし、新学習指導要領との関連も踏まえながら論じてみたい。

筆者の勤務する学校は、東京都の江戸川区に所在する都立高校であるが、いわゆる「進路多様校」としての役割が求められ、厳しい校則の下、生徒の自己管理能力の育成に重きを置いている学校である。また、在籍する生徒に関しても、2年余りの指導を通して得た肌感覚では、学習に対する苦手意識や抵抗感を抱く生徒が多く、基本的・基礎的な知識・技能の定着が不十分な生徒が多い印象がある。しかしながら、4年制大学、とくに法学部や経済学部、経営学部といった社会科学系学部への進学を希望する生徒が多く、必修科目の「現代社会」や自由選択科目の「政治・経済」の授業には前向きに取り組む生徒も少なくない。

そのような現状を踏まえ、「法」に対する能動的な姿勢への転換をはかりながら、社会的な課題に対して多面的・多角的な視点から分析し、あるべき社会の姿について構想することのできる力を身につけることが本校生徒の多くに必要な課題であるとの認識にいたった。本授業実践は、そのような経緯から、実践的な法教育としての性格をもたせつつ、広く社会的な課題について探究する素養を身につけることを目的として、賛否いずれの立場にたっても「公正」の視点から議論が可能な「安楽死」を題材として、実施したものである。

以下では、本授業実践を内容的にどのように構成し、どのように実施していったのか詳述することとする。

(2) 授業内容の構成

本授業では、単に安楽死の是非について議論するにとどまらず、ディベートを通じて安楽死を肯定、否定する立論を行い、「論争」する中で深い学びの実現をめざした。おおむね、授業内容の構成は **表1** のとおりであり、本単元を6時間で構成し、実施した。以下では、この表をもとに、本授業実践をどのように展開していったのか詳述してみたい。なお、本授業実践は、公正の視点から法的な課題について検討するという性質上、新学習指導要領においては、「公共」大項目B中項目ア（ア）に該当するものと考えられる。

表1 安楽死を題材としたディベート授業の構成表

時	内容
第1時	カント、ベンサム、ミルの思想分析
第2時	安楽死に対する法的な議論状況の整理
第3時	ディベート作戦会議
第4時	模擬ディベート・弁護士との共同授業
第5時	ディベート実践
第6時	単元のふり返り

Ⅲ 生き方と世界を考える…ドイツ観念論

18世紀のヨーロッパでは、迷信などを排し理性を重視する啓蒙思想が広がるとともに、フランス革命などの市民革命(→p.104)によって、自由や平等の理念が重視されるようになった。こうしたなか、近代哲学は、経験を重視するイギリス経験論と、理性を重視する大陸合理論に分かれていたが、それを批判的にまとめたのがドイツ観念論(→)である。そこでは精神面での、社大で緻密な体系が展開されている。

①人間の尊厳～カント～ 頻出



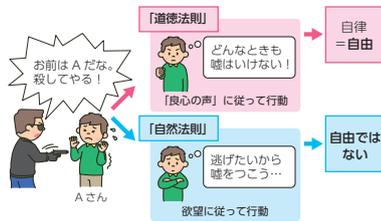
↑料理をつかって知人をもてなすカント(左から2人目)

要する人のためにアクセサリをつくりたい。その場合の「目的」は相手を思う気持ち、つまり純粋な善意志(→)が動機であり、道徳的な行為だともいえる。一方、つくるための道具は「手段」だ。有用だが、こわれたら交換できるものである。

解説 目的として扱う人格 カントは、人間の人格はかけがえないものだから、「目的」として扱わねばならないとした。つまり、同じプレゼントでも、相手を利用しようとして贈れば人格として扱ったことになり、道徳的ではないと考えたのである。

では、カントが考える道徳とは何か。人間の意志は、苦しみを避けて快楽を求める「自然法則」に支配されており、不自由である。例えば、強盗に銃をつきつけられ、恐怖から逃げたいために嘘をつくのは、自然法則に支配されているといえる。

だが人間は、理性の命令である「道徳法則」に従おうとする意志の自由をもつ。これは「良心の声」と考えるのがわかりやすい。そしてその道徳法則は、すべての人間にあてはまり、「まさになすべし」という無条件の命令でなければならないとした。つまり、「もし○○ならば××せよ」というような条件付きのものとは、道徳法則ではないと考えたのだ。



↑カントの考える「自由」

Ⅳ 工業化社会の功罪を考える

18世紀後半以降、産業革命によって工業化が進み、機械による大量生産が始まった。そして富や利益の追求が重視されるようになり、社会の幸福や公正さが軽視された。そこで社会全体の幸福の最大化を追求する功利主義や、公正な社会をめざす社会主義が登場してきた。

①最大多数の最大幸福～ベンサム～ 頻出

自然は人類を苦痛と快楽という、二人の主権者の支配のもとにおいてきた。われわれが何をしなければならぬということを示す(中略)するのは、ただ苦痛と快楽だけである。(ベンサム「道徳および立法の諸原理序論」中央公論社)



↑ベンサム(1749～1832) イギリスの哲学者。著書「道徳および立法の諸原理序論」。本人の遺言により、遺体は現在モントリオール大学に保管されている。

解説 快楽の量を計算する ベンサムは、幸福や快楽を生み出すのに役立つ性質を功利性と呼び、真理だとした。そして個人の幸福や快楽を合わせて社会全体で最大化する「最大多数の最大幸福」を追求すべきとした。そのために、すべての人の快楽の量を平等に計算することも提案している。しかしベンサムは、ホームレスを救済院に閉じ込めた方が社会全体の幸福は増大すると主張している。幸福の多寡を数学的に計算する彼の考えは、少数者の切り捨てにつながる面もあった。



②質の高い快楽～J.S.ミル～ 頻出

満足した豚であるより、不満足な人間であるほうがよく、満足した馬鹿であるより不満足なソクラテスであるほうがよい。(J.S.ミル「功利主義論」中央公論社)



↑J.S.ミル(1806～73) イギリスの哲学者。著書「自由論」。ミルは、当時の女性差別を不合理だと考え、晩年は女性の選挙権実現に尽力した。

解説 質の高い快楽を ベンサムはどんな快楽も一律に同じ量とみなしたが、J.S.ミルは快楽には質の差があると示した。彼は「満足した愚か者より、不満足なソクラテスであるほうがよい」と述べており、人は低俗な快楽より高尚な快楽を求めるべきだと考えたのである。彼の思想の根本にはキリスト教のアガペー(→p.90)があり、イエスが説いた「人々からあなたがたがほしいと思うことを、人々に對してその通りにしなさい」という黄金律を功利主義の理想とした。

図1 カント、ベンサム、ミルの思想内容の比較 『ライブ! 現代社会 2021』 p.77-78 (一部)

まず、本単元の第1時として、カント、ベンサム、ミルの思想内容を分析するところから始めた。すなわち、新学習指導要領において重視される思想的な分析をその土台として、安楽死に関する議論を構築することができるよう、本単元を構成した。ここでは、カントのリベラリズムにおいて、「意志の自律(自由)」のもと、人間の尊厳を守ることを「正義」とする議論が存する一方で、現実的な政治社会における決定プロセスとして、量的な幸福の最大化としての正義が重視されることを確認する。つまり、カント的リベラリズム思想とベンサムの量的功利主義思想を対立軸として、安楽死に関する議論を構築するための基礎的な概念の獲得をめざしたものである。また、ベンサムの量的功利主義を批判する考え方として、ミルの質的功利主義についても扱い、ナチス・ドイツにおける「安楽死」政策や日本の旧優生保護法などに代表されるように、一見多くの人々の利益を実現することをうたった安楽死などが、社会的なマイノリティ排除のための政策として利用される危険性について思考を及ぼせることができるよう講義を構成した。その際、

図1 で示すように、『ライブ! 現代社会 2021』 p.77-78

に掲載された各氏の思想内容をベースとした。

上記のような思想分析の授業を踏まえ、第2時において、前提となる安楽死の4類型、すなわち、①純粹の安楽死、②間接的安楽死、③消極的安楽死(尊厳死)、④積極的安楽死について確認したうえで、それらに対する法的な議論状況を整理する授業を行った。ここでは、甲斐克則・早稲田大学教授の議論を主たる参考文献としつつ、権利論において安楽死が権利として認められるべきか、当該権利を保障するための社会制度を構築すべきか否かの分析を行うことで安楽死を法的な視点で分析するための視座を提供することをねらった。すなわち、肯定派の言説として、日本国憲法第13条を下敷きにした権利論として、「(安楽死の)適法化を認めないかぎり、多くの場合経済的困窮者に対して『苦しみ多き死か、さもなければ殺人犯か』という選択を強いることになり、ややもすると「現在の

ような倫理的多元化社会では」、適法な安楽死を「狭義の安楽死」(間接的安楽死)に限定してしまおうとする試みは、「『どうしても最後の服の段階まで生き続けよ』という特定の倫理を強制することになる」との議論について確認した。また、安楽死に否定的な議論として、(国家が「安楽死法」のように法律を制定して特定の場合には命を放棄することを許容することは、)「患者一般の生存権も危険にさらされることになり、ひいては、政治的状況如何では、社会にとって不要な人間の生命を絶つてもよいとする、ナチス・ドイツが行ったいわゆる『生存の価値なき生命の毀滅』に通じる危険性が出てくる」との主張を引用し(『安楽死と刑法』より)、紹介することで、安楽死に対する法理論をもとにした思考枠組みの構築をめざした。

加えて、ベルギーやオランダ、アメリカ、スイスなど欧州諸国における安楽死「制度」について確認したうえで、日本での代表的な安楽死事件として考えられる「川崎協同病院事件」を題材とした映画『終の信託』(周防正行監督作品)を鑑賞し、安楽死(ここでは消極的安楽死を主たる議論としつつ、派生して積極的安楽死に関しても言及した)に対する具体的なイメージをもてるよう

本日のねらい (考えてほしい問い)
終末期医療分野において、患者の自己決定権として安楽死を認めることにはどのような議論が存在しているのか？

Table with 2 columns: 条文 (Article) and 制定趣旨 (本条文の意義) (Purpose of enactment). It discusses the right to life and the state's duty to protect it.

「違法薬物嗜 (たしな) む自由」などは対象外=限界の存在=公共の福祉

Question!
自己の生命を失わせることは「個人の尊厳」として保障される権利であるか？

2. 安楽死を取り巻く議論状況の整理
(1) 安楽死の種類と諸外国の状況
【安楽死の種類】

- List of types of euthanasia: 1. 積極的安楽死 (Active euthanasia), 2. 受動的安楽死 (Passive euthanasia), 3. 積極的自殺 (Active suicide).

(甲斐克則『レクチャー-生命倫理と法』(2010年、法律文化社) 91-92頁を参照)
☆安楽死=殺害による治癒(苦痛除去)という認識から、現在の日本では安楽死の許容性について極端に狭い(多くの裁判で有罪判決=殺人を認定が下されている)

Table titled 「諸外国の状況」 (Situation in other countries) listing laws in the Netherlands, Belgium, and the USA.

(2) 安楽死に関する議論

(1) 肯定的な議論 (福田雅博)
「(安楽死の) 憲法性を認めないかぎり、多くの場合経済的弱者に対して『苦しみを減らさず、さもなくば収入が』という選択を強いることになる。
また、現在のように合理的に多元化された社会において、憲法が安楽死を『狭義の安楽死』(即ち的安楽死)に限定してしまおうとする試みは、(中略)『どうしても最後の一面の段階まで生き続けよ』という特定の価値を強制することになる。

(2) 否定的な議論 (甲斐克則)
「(国家が「安楽死法」のように法律を制定して特定の命を放棄することを許容することは)『患者一般の生存権も危険にさらされることになり、ひいては、政治的状況如何では、社会にとって不要な人間の生命を絶つても良いとする。※1オーストリアが行ったように、生存の価値なき生命の毀滅』に通じる危険性が出てくる。
※1「オーストリアが行ったホロコースト」

■参考文献一覧
甲斐克則『安楽死と刑法』(2006年、成文堂)
松田純『安楽死・尊厳死の現在-最終段階の医療と自己決定-』(2020年、中央公論新社)

◀自己評価▶ A:一生懸命取り組んだ B:やるべきことはやった C:いまいち
(A)・(B)・(C) (どれか1個) *Cが1個ついた人は次は頑張ろう!

Table titled 「評価基準表 (ルーブリック)」 (Evaluation criteria table) with columns for Excellent, Good, and One more effort, and rows for discussion quality and personal effort.

授業を行った。とりわけ、その後のリアクションペーパーを読むと、安楽死が実行に移される過程で、多くの場合、患者の意識が定かでなく、リビングウィルの確認が難しいこと、一方で、患者を介護する家族の肉体的、経済的、精神的負担が大きいことについて、生徒は深く考えていた印象である。なお、授業の詳細は、図2を参照されたい。

その後 第3時 では、図3で示すとおり、これまでの思想的、法的な議論状況を踏まえ、賛成派、反対派各2グループずつ(1グループ5名)に分かれ、ディベートに向けた作戦会議を行い、それぞれの立場における立論、および相手側の立論や質疑に対する反駁の検討を行った。なお、ディベート全体の流れなどについては、「ディベート甲子園」の諸ルールに従った。また、リアクションペーパーからすると、生徒の多くは安楽死に対して賛成の立場をとっていたが、授業のつごう上、生徒の私見とは無関係にグループ分けを行ったものである。

第4時 は、第一東京弁護士会所属の弁護士4名との共同授業を行い、その中で賛成、反対の各派1グループずつをディベーターとして模擬ディベートを実施し、その結果を踏まえ、弁護士の先生方の助言を受けながらディベート本番に向けてさらなる立論等の充実をめざした。この授業を受けた生徒の学習記録を見ると、法的な視点に立ちながら、賛否いずれの立場についても詳細な検討がなされていたことがうかがえる。なお、この授業のようすについては、本誌 p.27 の二次元コードより本校授業公開用動画にアクセスし、確認されたい。

上記の準備を踏まえ、第5時 では賛成、反対の各派から1グループずつをディベーターとしてディベートを行った。また、審査員には地理・歴史科の教員3名とディベーターとならなかった生徒10名を立てた。各派のディベーター

図2 安楽死に関する法的考察用授業プリント

Figure 2: A detailed worksheet for a legal discussion on euthanasia. It includes a title, a topic, a debate structure (立論, 質疑, 反論, 最終弁論), and a self-evaluation section with a rubric and a 'My Effort' section.

Figure 3: A detailed worksheet for a debate on euthanasia. It includes a title, a topic, a debate structure (立論, 質疑, 反論, 最終弁論), and a self-evaluation section with a rubric and a 'My Effort' section.

図3 ディベート作戦会議用授業プリント

選択・政治・経済 C3「ディベート記録用紙（審査員用）～論理的思考力の強化～」
1. テーマ

日本で、積極的安楽死を法律で認めるべきである。

2. 弁論記録

	Yes派	No派
立論	憲法3条の趣意、個人の意思は自由で積極的安楽死を認めるべきである。	ほとんどの立場の医師が反対しているから、積極的安楽死は認めない。医師にも精神的負担。
質疑	積極的安楽死を認めることで、経済的に苦しむ高齢者の負担を減らすことができる。また、医療費の削減にもつながる。	経済的に苦しむ高齢者は、安楽死を望むのではなく、適切なケアを望んでいる。死を望むのは、死生観の問題である。
反論	第1反論 死生観は、個人の自由で決めるべきである。死生観は、個人の自由で決めるべきである。死生観は、個人の自由で決めるべきである。	第1反論 死生観は、個人の自由で決めるべきである。死生観は、個人の自由で決めるべきである。死生観は、個人の自由で決めるべきである。
第2反論	死生観は、個人の自由で決めるべきである。死生観は、個人の自由で決めるべきである。死生観は、個人の自由で決めるべきである。	第2反論 死生観は、個人の自由で決めるべきである。死生観は、個人の自由で決めるべきである。死生観は、個人の自由で決めるべきである。
最終弁論	死生観は、個人の自由で決めるべきである。死生観は、個人の自由で決めるべきである。死生観は、個人の自由で決めるべきである。	死生観は、個人の自由で決めるべきである。死生観は、個人の自由で決めるべきである。死生観は、個人の自由で決めるべきである。

3. 審査
説得力があった方に○をしてください。【Yes派】 No派】

4. この発表のMVPディベーター _____ さん

5. 感想
《良かった点・改善点など》
審査員は、審査員としての役割を十分に果たしていただけた。また、審査員としての役割を十分に果たしていただけた。また、審査員としての役割を十分に果たしていただけた。

6. 自己評価
【A: 大変よくできた (理解できた) B: まあまあよくできた (理解できた) C: よくできなかった (理解できなかった)】
① 弁論の審査に積極的に参加できた。【A・B・C】
② 論理的に発表者の是非を判断できた。【A・B・C】
③ テーマに対する理解が深まった。【A・B・C】

担当教員印 

3年 組 番 氏 名 _____

図4 審査員記録用プリント

については、弁護士との共同授業での作戦会議における論点を踏まえつつ、立論や質疑、反駁を行うことはできていたものの、とりわけ反対派の立場から立論等を行うことの技術的な難しさから、結果としては大差で賛成派が勝利するという結果となった。なお、当日のディベートの様子については、図4で示す審査員の記録用プリントのとおりである。

(3)「見方・考え方」を働かせる授業に向けて

以上のとおり、安楽死を題材として「公正」の視点から法的な思考枠組みを構築し、ディベートを通じた授業を行ってきたわけであるが、どの程度まで、新学習指導要領における「見方・考え方」を働かせる授業に関するイメージを読者に提供することができたか、はなはだ心もとないところがある。しかしながら、生徒の最終的なレポートを見るに、本授業を受けた生徒の多くが、単に「自分だったら苦しい思いをしたくないから」などの短絡的な思考から結論を示すのではなく、安楽死を制度化することの思想的、法的な諸問題を理性的に勘案したうえで結論を示せていたことは収穫だった。とりわけ、第2時の授業後の感想では、苦からの解放として安易に安楽死を肯定した生徒が多かったが、第5時で予想外に多くの生徒が反対派の立場から立論していたのは、弁護士との共同授業の成果といえるのではないかと。

弁護士との共同授業を実施するのは、筆者としては今回が2回目の取り組みだが、生徒たちの人間と社会の在り方についての見方・考え方を強化するためにも、外部と連携した取り組みは、他の学校現場においても積極的に行っていくべきことのように思われる。広く学校教育が社会に開かれ、学校という、ある意味で特殊な社会空間における「常識」にふれるだけでは、真に人間と社会

の在り方についての見方や考え方はつちかわれない可能性がある。その意味でも、授業者としてのこれまでの取り組みを、外部との連携を通じて相対化してみるのも、新学習指導要領において求められる教員としての授業研究の1つといえるのではないかと。また、本授業実践において、法に関する専門家としての弁護士に技術的、内容的な助言を得る機会を設けたことは、生徒の深い学びを支援するという視点からも、必要な取り組みであったと考えている。

3 おわりに

本稿では、安楽死を題材として人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせることを目的とした授業の一例を紹介してきたわけであるが、筆者としても、新学習指導要領における授業を完全な形で見通せているわけではもちろんない。今後、多くの先生方の授業実践を通じて、求められる授業像をつくりあげていくことが肝要だと考えている。

一方で、新学習指導要領、とりわけ「公共」の目標等に関して、教育学や法学的な見地から批判がなされている現状もある。確かに、公民科という、社会科学における研究成果を土台とする教科、科目にあって、道徳的な要素が色濃く入り込んでいることに対する、潜在的な抵抗意識を完全な形でぬぐい去ることは難しい。

しかしながら、全国民主主義教育研究会の事務局長でもある菅澤康雄氏が指摘するように、現行の「現代社会」が新科目としてスタートする段階においても同様の批判が行われていたなかで、学校教育現場におけるすぐれた実践事例が蓄積されていくことで、道徳化することなく広く主権者を育成するための科目となり得たのもまた事実である。とすれば、新科目「公共」においても、われわれ教育実務家の実践いかんによっては、その批判をこえて生徒たちの社会性をつちかう重要な科目として「育て上げる」ことも可能であろう。

本稿が、その一端を示すことの一助となれば、これ以上の喜びはない。

〈参考文献〉

- ・ 池田清彦 (2021) 『現代優生学』の脅威 集英社インターナショナル
- ・ 甲斐克則編 (2010) 『レクチャー生命倫理と法』 法律文化社
- ・ 甲斐克則 (2003) 『安楽死と刑法』 成文堂
- ・ 杉浦真理・菅澤康雄・斎藤久編 (2020) 『未来の市民を育む「公共」の授業』 大月書店

授業公開用動画はこちらから



タブレットやスマートフォンを使った 修学旅行現地学習(京都を例に)

京都大学 名誉教授 杉本 淑彦(すぎもと・よしひこ)
京都文化観光研究会 仲 奈々子(なか・ななこ)



左:清水寺(京都市), 右:慈照寺の「お茶の井」(京都市)

1 修学旅行のあゆみ

日本における修学旅行の初例は、東京師範学校(筑波大学の前身)が1886年に実施した「長途遠足」だとされている。千葉県銚子方面へ軍装で徒歩行軍したのち、現地で発火演習が行われた。また、1892年の文部省令は、修学旅行の教育目的を次のように語っていた——「生徒を率いて修学旅行をなさしめ、山川郊野を跋涉して、その身体及び精神を鍛錬するとともに、知見を広めしめんことを努むべし」。当初の修学旅行は、徒歩移動による鍛錬を重視するものだったのである。

しかし、修学旅行が始まった19世紀後半は、科学技術革命がもたらす交通手段の一大変革期でもあった。その劇的変化を、帝国書院の高等学校用教科書『新詳世界史B』(平成20年発行)は、次のように書いている——「19世紀はじめに鉄道が出現すると、旅の速度が一挙に上がった。蒸気船が普及すると、船旅もあまり自然の影響を受けなくなり、速度も増した。20世紀には飛行機が開発され、旅の速度は一段と速まった」(巻頭Ⅱ)。

日本の修学旅行も、開始からわずか10年後の1896年、蒸気船を利用して海外へ展開されるようになる。この年、長崎商業学校の生徒が上海へ実習に出向いたのである。

日露戦争が終結した翌年の1906年には、満洲への修学旅行も始まった。文部省と陸軍省が共同で、中学校以上の男子生徒を対象に希望者を全国で募ったのだった。広島宇品港から満洲までの船舶と、満洲での鉄道車両および宿舎を、陸軍省が無料で提供した。

前掲の教科書が「植民地が広がった時代には、それらの地域へ観光や修学旅行で出かける例もあった」(巻頭Ⅴ)と書いているように、修学旅行先としての満洲の人気は高く、1938年に満洲を訪れた日本人団体客16388人のうち、14024人が修学旅行の生徒・教員だった。

同年、大阪府女子師範学校(大阪教育大学の前身)が、朝鮮・満洲修学旅行を行っている。大阪から下関までは

瀬戸内海航路、そして下関から釜山へ渡航し、その後は鉄道で大陸をまわり、帰途は大連からの船旅だった。生徒たちに配布された「旅行の葉^{しおり}」には、「本旅行ハ…忠君愛國ノ情ヲ喚起セシメ以テ国民教育ニ当ルノ見識ヲ養ハントスルヲ目的トス」と書かれていた。

この師範学校の例にもれず、満洲修学旅行の主要訪問地は、二百三高地などの日露戦争激戦地で、そこには戦死日本人将兵にささげられた忠霊塔が建てられていた。

このように、日本における修学旅行は、科学技術革命の一つである交通手段の変革という、世界史全体の大きな変化に影響を受けるだけでなく、富国強兵策から植民地拡張を経て軍国主義にいたる明治以降の日本社会全体の歩みと、軌を一にしていたといえるだろう。

第二次世界大戦後の修学旅行も、交通手段の変革から影響を受けると同時に、社会全体と歩みをとにもする。1970年代後半になってから広島への修学旅行数が増加するが、その誘因の一つは、山陽新幹線の全線開通によるものだった。首都圏からの修学旅行が時間的に可能になったのである。また、1979年に始まった「新冷戦」に応じて日本社会で反核平和運動が高まったことが、広島を訪れての平和学習人気をあと押しした。

また、1990年代に入り沖縄人気が増えるが、その背景には、1980年代末から90年代にかけて全国の教育委員会が、修学旅行での飛行機利用を解禁したことがあった。沖縄には、平和学習の地としての有意さと、多文化学習および自然学習の適地という利点もあった。1960年代後半から始まる、歴史学におけるエスニシティの重視と、1970年代以降に世界規模で環境問題が立ちあられたことに起因する自然学習への関心増大が、平和学習とあいまって、沖縄への修学旅行を急増させたのだった。

2 これからの修学旅行

修学旅行は、その始まりから今日にいたるまで、つねに、交通手段(より広くいえば科学技術)の発展と、社

清水寺

伝承によれば、平安京の初代天皇である桓武天皇の時代に、征夷大将軍の坂上田村麿が清水寺の創建に尽力しました。当時の東北地方北部には、中央政府（朝廷）の支配に抵抗したため、朝廷から蝦夷（えみし）と蔑称されていた人々が住んでいました。田村麻呂は、蝦夷の族長だった阿曇流彥（アタルイ）と戦い、かれを帰順させた人物です。

平安時代には、漢字をもとにして「かな文字」が生まれました。皇后に仕えていた紫式部と清少納言が、日本人にとっては感情を表現しやすい「かな文字」を使って、それぞれ『源氏物語』と『枕草子』を創作しました。二作品のなかに、清水寺が登場します。

◆◆◆ 事前学習 ◆◆◆

- ① 地図帳で清水寺の場所を確認しよう。地図上のどのあたりに清水寺があるのか、マークをしよう。そして、平安京との位置関係と、立地場所の地理上の特徴を考えよう。



- 1 -

Copyright © 2021 京都文化観光研究会 All Rights Reserved.

図1 中学校修学旅行用ワークシート（教師用）p.1

ねいなコーチングが必要なのではないだろうか。

本誌で報告するのは、こうしたコーチングのなかでも、生徒が最初の一步を踏み出すことが容易になるような指導方法である。まず中学校修学旅行については、「ロイロノート・スクール」などのノート作成アプリをタブレットで利用することを前提にして、ノートづくりに役立つワークシートを本誌で解説する。ついで、高校修学旅行用Webアプリを紹介する。なお、この報告の母体になっている研究会はもっぱら京都教育観光に取り組んでいるため、本誌で紹介するものは京都市内に限っている。また、京都は神社・仏閣など歴史的な観光地が多く、修学旅行先として人気が高いことも理由の一つである。

3 中学校修学旅行用ワークシート[清水寺]

ワークシートは施設ごとに生徒用と教師用の2種類がある。それぞれ、当該施設の見学目的を理解させるための「冒頭説明文」と、事前学習・現地学習・事後学習の計4部から構成され、ネット上にPDF形式とワード形式でアップロードされる。生徒用ワークシートを生徒のタブレットに取り込み、生徒はその指示にしたがって事前学習・現地学習・事後学習を行うことになる。

教師用ワークシートは、生徒用のそれに赤字を付記したもので、教科書指導書に類している。

なお、京都修学旅行地のトップ3である[清水寺]と[金

会全体の変化に影響を受けてきたといえるだろう。では、今後の修学旅行はどのようなものになるのだろうか。

今日、教育現場に影響を及ぼしている最大の科学技術革命といえば、1990年代以降に生じたICT（情報通信技術）革命である。生徒一人ひとりへのタブレット端末（以下、タブレット）などをはじめとするICT機器の整備が進められており、教室内ではもちろんのこと、校外学習で使用される事例も現れている。また、中学校では校内へのもち込みが禁止されていたスマートフォン（以下、スマホ）も、2020年6月の文部科学省通知により条件つきで解禁された。従来から校内へのスマホもち込みが容認されていた高等学校では、授業でスマホを利用することが、修学旅行にも求められているといえるのではないだろうか。

技術革命に加えて、今後の修学旅行は、平和学習や多文化学習、自然学習の隆盛のように、社会全体の趨勢にも影響を受けていこう。そして今日、その趨勢の先端にあるものが、2015年の「国連持続可能な開発サミット」において国際社会共通の目標として合意された「持続可能な開発目標（SDGs）」である。新学習指導要領は、2021年度以降、SDGsを担う人材の育成を中高の教育現場に求めている。

また日本では、2021年度から中学校で「総合的な学習の時間」を、そして、その「総合的な学習の時間」で育んだ知識を探究的な活動に生かしていくために、高校では2022年度から「総合的な探究の時間」が設けられるようになった。

要するに、未来の修学旅行は、①タブレットやスマホを活用しながら、②総合学習と探究学習の場となり、③平和学習・多文化学習・自然学習に加えてSDGsを学習する機会となることを期待されている、ということである。

実際にも、各旅行会社が上記の①②③を念頭に、2022年度からの利用を想定して、「探究プログラム」などと題する冊子やワークシート、動画の制作に取り組んでおり、なかには、すでに配布されているものもある。

しかし既存の冊子やワークシートは、③が可能な施設の概要（電話番号・住所など）を列挙することや、②については、「見学予定場所の特徴を予習しよう」「旅行先でインタビューしよう」などといったたぐいの、かけ声で終わっている場合が多い。部活にたとえると、「がんばれ！」という励ましに加えて、技能向上のためのてい

閣], [二条城] のワークシートが、無料で使用できるよ
う、すでにネット上にアップロードされている (本稿末
尾のQRコードなどを参照)。

ワークシート [清水寺] には、「冒頭説明文」(伝承に
よれば、…登場します) と、**事前学習** が合わせて 4p
ある。本誌では、そのうちの教師用 p.1 を掲示する (前
頁 図 1)。

清水寺は、社会科でも国語科でも必習事項ではない。
したがって、わざわざ清水寺を見学する理由を、生徒に
理解させることが重要である。「冒頭説明文」で教科書学
習事項に下線をほどしたのは、教科書で学ぶ人物やで
きごとと清水寺との関連を、生徒に気づかせるためである。

◆◆ 事前学習 ◆◆ (前頁 図 1 の続き)

- ② 歴史教科書のなかから、「桓武天皇」「坂上田村麻呂」「蝦夷」
に関する記述を抜き出してみよう。
- ③ 清水寺の境内には、寺の創建に関わった坂上田村麻呂ら
の像を祀った堂宇があります。その堂宇の名前 (二とお
りあります) と場所を、あらかじめ探索しておこう。
・ 堂宇の 2 つの名前を調べよう。
・ 清水寺境内マップを探して場所を確認しよう。
- ④ 『源氏物語』(全部で 54 巻) の第 4 巻「夕顔」では、主
人公の光源氏が、突然死した恋人の夕顔を、清水寺近く
でひっそりと弔います。深夜のことでした。そのときで
す。光源氏の目に、清水寺へ参詣する人々がかざす、灯
明が映ります。恋人の死、深夜、灯明——心理描写と風
景描写がたくみに織り込まれている名場面です。文学者
と研究者が、この場面をさまざまに現代語訳してきました。
そのひとつを紹介し (本誌では訳文を割愛)。

この現代語訳の他にも、いろいろな訳があります。た
とえば、「講談社青い鳥文庫」「角川ソフィア文庫—ビギ
ナーズ・クラシックス」です。こうした本のなかから、
該当場所を探してみよう。さらに、そうした訳を参考に
して、自身で、よりよい文章を書いてみよう。

- ⑤ 『枕草子』でも清水寺が 4 回登場します。そのうちの 1
回について、紹介する現代語訳を参考にしながら、自分
自身の訳に挑戦してみよう。
(訳例) 桜の花盛りに寺に籠るのもおもしろい。きれいな
若い男たちが二、三人、おしのびでの参籠のようだが、美
しく着こなしている。……わたしたちの参籠部屋から
のぞき見て、「たしか、あの人だわ」と思える人がいるの
だが、ご本人は、わたしたちがここにいることをわかり
はしない。通り過ぎるのをただ見ているだけなのは物足
りない感じがするので、「ここにいるという様子を見せま
しょうかね」などと言いつつのおもしろい。こんなふ
うに、お寺に籠もったり、その他ふだん行かない所に、

『枕草子』の冒頭文 (現代語訳) を**事前学習**で提示し
た理由も、その原文を国語科の古典資料集などで学習す
るからである。

ワークシート p.2 以降は、**事前学習** (4 項目)、現地
でしか行えない撮影を中心とした**現地学習** (3 項目)、
事後学習 (2 項目) である (下記参照)。

ワークシート [清水寺] は、第一に、清水寺を社会科
と国語科の総合学習の場として位置づけ、第二に、「蝦
夷」をキーワードにして多文化学習を深め、そして第三
に、清水寺が女性に参籠さんろうの機会を与えてきた寺であ
ることを生徒に気づかせることで、SDGs の第 5 目標
である「ジェンダー平等を実現しよう」の学習へとつな

召使いだけを連れにするのはつまらなく、やはり、同じ
ような境遇の、気のあう、おもしろいこともいろいろ言
いあうことのできるような人を、かならず一人二人、ま
たはもっとたくさんでも、誘いたいものだ。

◆◆ 現地学習 ◆◆

- ① 境内に「開山堂」(創建に関わった田村麻呂らの像が祀ら
れている) を探し、その堂の別名を確認したうえで写真
に撮ろう。
- ② 「阿豆流為・母礼の碑」を境内に探しだし、碑の両面を
写真に撮ったうえで、裏面の碑文を読んでみよう。
- ③ 『源氏物語』と『枕草子』に登場するように、清水寺は
平安時代から現代にいたるまで、男女問わず多くの参詣
者を集めてきました。参詣者で賑わう現在の境内や門前
の様子を観察して、写真にもおさめておこう。

◆◆ 事後学習 ◆◆

- ① 「阿豆流為・母礼の碑」を読み、どのようなことを思い
ましたか。撮影した碑の両面を貼り付けたうえで、思っ
たことを書いてみよう。
- ② 清水寺の見学は楽しかったですか。楽しかったとすれば、
紫式部や清少納言と同じ経験をしたということかもしれ
ません。二人の文学者にとって、清水寺のどのような点
が楽しかったと思いますか。旅行中に撮影した境内や門
前の写真を貼り付け、自身の経験を思い出しながら、二
人の文学者の胸中を考えよう。二人の胸中を考える際は、
平安時代の当時、最澄が開いた比叡山延暦寺と空海が開
いた高野山金剛峯寺などの大寺は「女人禁制」とされて
いたことを思い出してみよう。そして、「女人禁制」とい
う旧慣は、社会科で習う SDGs のなかの、どの目標に関
わることなのかを考えよう。

げるしくみになっている。

4 高校修学旅行用Webアプリ(銀閣版)

京都文化観光研究会では、班別行動中の高校生がタブレットないスマホを使用しながら学習を行うためのWebアプリを、現在製作中である。そのしくみと内容を以下に紹介する。

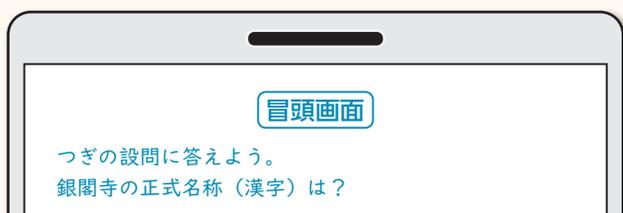
このWebアプリは、GPS機能が搭載されているタブレットやスマホであれば、そこに標準装備されているWebブラウザで動作する。管理者である教師は、生徒用タブレットごとに識別用アドレス(QRコード)を発行し、生徒はQRコードを読み込むことでWebアプリが利用できるようになる。生徒が目的地に到着すると、GPS機能により到着が認識され課題に取り組むことができる。課題への応答にはクラウドを利用する。

班別行動中の生徒の動きを、教師がすべて把握することは容易でない。しかしこのWebアプリを使用すれば、生徒の学習状況を即時に把握することが可能となる。生徒は課題に応じて文章入力や写真撮影などを行い、それがデータとしてクラウドに送られるので、教師はどこにいても、送信時刻と応答内容をリアルタイムで確認できるからである。

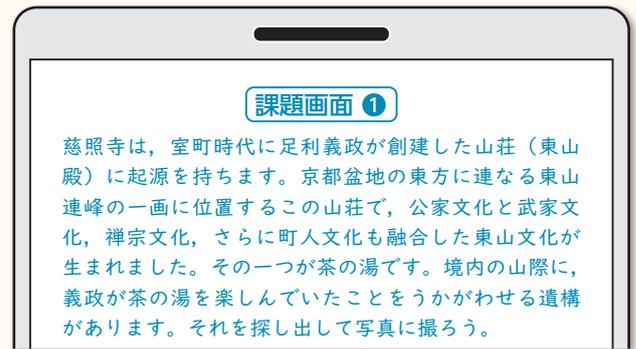
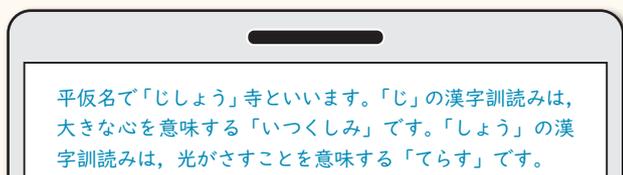
また、クラウドに送った文章と画像を使用しての事後学習も期待できるだろう。さらに、管理者である教師が、訪問施設と課題を追加することも可能になっている。

現在、京都市内の世界文化遺産を中心に19件の施設についてWebアプリの製作を進めており、順次、旅行会社を通じて利用希望校に配布する計画である。

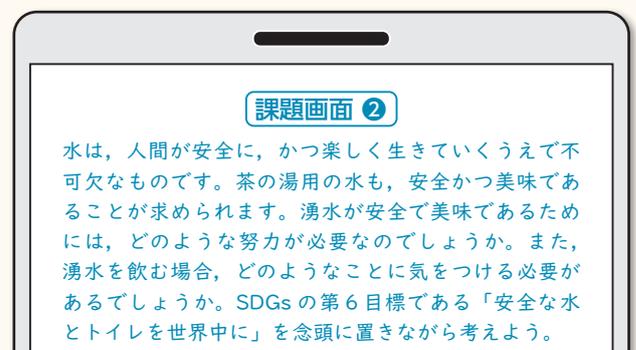
では、その「銀閣版」を例に概要を説明しよう(開発中のため画面はイメージである)。



(答えられない場合、正解への誘導が表示される)



※「お茶の井」は p.28 イラスト参照。



銀閣版Webアプリの紹介は以上である。銀閣版だけでなく、生徒に投げかける課題については、現地を探索することでクリアできるものになるよう心がけた。

5 今後の展望

本誌で紹介した高校修学旅行用Webアプリは、現地学習用であり、事前学習には対応していない。

さらに、修学旅行は学習の場であると同時に「思いづくり」の場でもあることから、クリアする過程自体が楽しめるような課題設定にあえてしたのだが、その結果として、事前知識が乏しくても取り組める課題になった。

今後は、3で報告した中学校修学旅行用ワークシートの内容を発展させて高校独自の事前学習・事後学習用ワークシートを作成し、学習としての「修学」と、楽しい思い出づくりとしての「旅行」が両立できる、ワークシート・Webアプリ一体型の教材を製作したいと考えている。

(参考)

中学校修学旅行用ワークシートは、「京都大学ガイド研究会」のサイト(右記のQRコード)からダウンロードしてご利用いただける予定です。



2022年度資料集のご案内

新詳地理資料

新課程や共通テストにも対応した地理資料集の決定版!

COMPLETE 2022

AB判/338ページ
別冊『地形図・白地図ワーク』32ページ(教師用解答付き)



対応科目 「地理総合」「地理探究」「地理A」「地理B」

①書籍版 定価:988円(税込) ②クラウド配信版 定価:988円(税込) ③セット版(書籍+クラウド配信) 定価:1590円(税込)

明解 歴史総合図説

「歴史総合」を学ぶための新資料集!!

シンフォニア 最新版

新登場!



対応科目 「歴史総合」 AB判/198ページ

①書籍版 定価:820円(税込) ②クラウド配信版 定価:820円(税込) ③セット版(書籍+クラウド配信) 定価:1320円(税込)

ライブ!2022

「公共」に対応! 迫力の写真! 納得の解説!

公共、現代社会を考える

池上彰監修の資料集



対応科目 「公共」「現代社会」 AB判/390ページ

①書籍版 定価:980円(税込) ②クラウド配信版 定価:980円(税込) ③セット版(書籍+クラウド配信) 定価:1480円(税込)

図説地理資料 世界の諸地域NOW2022



世界と日本のNOWがわかる! 唯一の“地誌重視”資料集!

対応科目 「地理総合」「地理探究」「地理A」「地理B」

AB判/266ページ 別冊『地形図・白地図ワーク』32ページ(教師用解答付き)
定価:978円(税込)

図説 日本史通覧



“歴史的な見方・考え方”を重視した。

内容充実の資料集! 共通テスト対策に最適!

対応科目 「日本史A」「日本史B」

AB判/414ページ 別冊『日本史重要史料』64ページ付き
定価:本体947円(税込)

最新世界史図説 タペストリー 二十訂版



資料を読み解く力が身につく、
共通テスト対策に最適な資料集!

対応科目 「世界史A」「世界史B」

AB判/398ページ 『別冊白地図作業帳』36ページ付き
定価:本体957円(税込)

明解世界史図説 エスカリエ 十四訂版



おもしろい! 楽しい!
わかりやすい! 世界史図説

対応科目 「世界史A」「世界史B」

AB判/266ページ 『別冊白地図作業帳』36ページ付き
定価:本体887円(税込)

※本冊子に掲載している内容は、一部変更となる場合があります。 (イラスト提供: imagenavi, PIXTA, すがのやすのり)

歴史・公民科資料
ChiReKo

2021年度2学期号
2021年10月27日発行(No.5)

発行所 東京都千代田区神田神保町 3-29 (〒101-0051)

株式会社 帝国書院 発行人 佐藤 清

電話 03-3262-0831

<https://www.teikokushoin.co.jp/>

©帝国書院2021年